

平成26年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成26年12月10日(水曜日)

午前9時30分開議

第13 一般質問

第3 議案第55号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について

第4 議案第57号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第5 議案第58号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第6 議案第56号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第7 議案第59号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について

第8 議案第60号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第61号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第62号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第64号 債権の放棄について

追加日程

意見書案第13号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書

意見書案第14号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める要望意見書

意見書案第15号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書

意見書案第16号 平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
副町	長	佐藤	明美	君
総務課	長	森谷	清和	君
企画財政課	長	伊田	彰	君
町民課	長	八鍬	光邦	君
福祉保健課	長	渡辺	克人	君
農林商工課	長	村口	鉄哉	君
建設課	長	佐藤	正好	君
上下水道課	長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		佐藤	純一	君
教育	長	林	秀貴	君
管理課	長	山内	啓伸	君
社会教育課	長	山本	正徳	君
社会教育課業務監		元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援				
センター事務長・児童センター長		中山	信也	君
図書館	長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局	長	竹村	治実	君
教育委員	長	飯田	洋司	君
監査委員		山田	稔	君
農業委員会	長	清井	敏行	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	森谷	勇	君
議会事務局	係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から、本日欠席する旨の報告がありました。仁木選挙管理委員長は、今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第13、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。通告書に従いまして、私の質問をはじめていきたいと思っております。

1点目は「番号法施行」による自治体としての対応であります。

国民の情報を一元管理するために、平成25年5月31日に制定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の運用にあたり、自治体としてどのように対応し、課題整理が進められているのか。

また、町民に対して「番号法」の運用に向けて、制度の説明を行い、その理解と課題認識を持ってもらえる取り組みが必要だと考えます。

「個人情報保護法」に優先する「番号法」は取り扱う側の都合により、極めて大量の情報収集ができ、個人の特定ができることになっております。

さまざまな課題を想定して町民への説明をし、周知を図るべきとの観点から、町としての考えを伺いたいと思っております。

1点目は、町民への「番号法」運用にかかわる周知に向けての取り組みであります。

2点目は、28年1月の運用開始に向けて、自治体としての課題対策などのスケジュールはどのようになっているのか。

3点目として、「番号法」運用における個人情報の取り扱いの考え方についてお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「番号法の施行による自治体としての対応」について、3点のお尋ねがございました。

まず1点目の「町民への番号法運用にかかる周知に向けての取り組み」についてお尋ねがございました。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」は、番号によって個人を識別し、異なる分野の情報を照合・確認できる情報システムを運用し、効率的な情報管理と迅速な情報の授受を可能にし、このことにより、行政運営の効率化や、公正な給付と負担の確保、国民の手続きの簡素化による負担軽減と利

便性の向上が得られるようにすること。

さらに、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう、行政機関の保有する「個人情報の保護に関する法律」などの特例を定めること。

以上、大きく2点を目的とする法律として、昨年5月31日に公布され、あわせて、地方自治法をはじめとする関連法律の整備に関する法律も同日付で公布されました。

その後、導入までのロードマップが示されましたが、法の中で個人番号の利用範囲が規定され、その具体的な事務については省令で定めることとなっておりますが、時期が大幅に遅れ、本年9月になって制定されたところであります。国の広報につきましては、ホームページでの提供が主だったもので、メディアを利用した広報活動や地方における公聴会の開催など、期待していた広報が行われていない状況にあり、町においては、制度導入の準備として全町職員、さらに議員の皆様にもご案内して、「番号法」制度に係る研修会を開催したところでございますが、ご質問にあったご指摘も踏まえ、今後、町独自の広報活動も検討すべきと考えているところでございます。

2点目に、運用開始に向けた自治体としての課題対策などのスケジュールについてお尋ねがございました。

導入にあたっては、大きく制度構築とシステム構築、広報活動が課題であり、対応すべき事務と言えます。

手順としましては、まず、番号制度全体を統括する担当課の決定であります。この制度自体は、全庁にまたがるものであります。統括担当を総務課とし、全庁的な調整を図ることとしております。

次に、個人番号を利用できる事務を定める省令が、この9月に制定となり、本町が取り扱う事務のうち、どの事務が該当するのか洗い出し、その情報の内容と量、取扱事務従事者の人数などについて、内閣府におかれる特定個人情報保護委員会の評価を受ける作業を現在取り進めているところでございます。

並行して、番号利用にあたり個人情報の保護の徹底と適正な管理、情報提供ネットワークとの接続のために必要な既存システムの改修を進めることとなります。

また、町の個人情報保護条例などの例規整備についても今後発生してまいります。

さらに、来年10月には個人番号を通知することになりますので、町民の皆様への事前の周知が必要と考えております。

3点目に、「番号法」運用における個人情報の取り扱いの考え方についてお尋ねがありました。

個別の質問の前段、国民の情報を一元管理、また極めて大量の情報集約ができることのご指摘がございました。

「番号法」では、それぞれが持っている個人情報を集約する共通のデータベースは設けず、情報の持ち主がそれぞれ情報管理する、いわゆる分散管理方式とし、情報を紐付けて相互に提供し合う情報提供ネットワークシステムを構築することとしております。

つまり、国の職員が市町村のもっている個人情報を集約する、市町村間で共有するといったことが起きると、情報漏えいなどの重大な事件、事故につながりかねませんので、情報の一元管理は行わないこととなっております。

ただし、こうした取り扱いについて、行政側では理解していても、国民の皆さんがすべ

て理解しているとはいえませんので、また、プライバシー保護に対する国民の意識も温度差があることは事実であります。

番号制は全国一斉に導入されるものであり、自治体が個別に広報活動を行うだけでなく、国レベルで番号制の内容をさまざまな媒体を使う、あるいは公聴の機会を設けるなど積極的に国民の理解を深めることが重要であり、その点で、議員が懸念されていることと思いは同じであります。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、ご回答いただきましたように、私どもも含めて「番号法」に関する研修会がございました。私もそこに参加させていただきましたけれども、さまざまな課題があるなという大まかな感じは受けました。しかし、なかなか詳細にわたる理解というのは難しい。私の能力では難しいところでありました。そういう状況の中で、いまだ国として、国民に対して丁寧な説明、「番号法」にかかわる詳細にわたっての説明が行われていないというのが実態でありますし、そういう中で、先ほど回答の中にありましたように、当然、国がやるべきだという視点が当然だというふうには思いますけれども、その抜けている分、国が行わない分、実際にこの「番号法」を運用する側にある自治体として、穴埋めをするような、そういう作業を当然するべき位置関係にあるというふうには私は思っております。いろんな考え方があろうかと思えますけれども、昨今さまざまな法の改正、法解釈の変更等などが次々と示されている状況の中で、この「番号法」も含めてすべてがリンクしているのではないかというふうに考えたときに非常に大きな不安を感じる方々も多くいらっしゃるのではないかというふうに思います。そういう意味で、前段申し上げましたように、しっかりとした自治体としての「番号法」にかかわる町民への説明を果たしていくべきだというふうに思いますし、これらについてですね、さまざまな方法があろうかと思えますけれども、国に先駆けて、例えば住民に対して具体的な手法を考えているのかどうか。まったくそれは先ほどあったように、後半にありましたように、国の広報活動に任せるといようなかたちで進んでいくのか、その辺についての考えがもしあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 広報活動に関してですけれども、現時点では、国のほうでも先ほど回答したようにホームページでの広報ですとか、あるいは最近になってポスターなどの配付があったところがございます。国のスケジュールとして、平成27年度にさらに国民の方に制度内容がわかるような広報を進めていくという情報を得ております。また、地方に対しても広報活動等に関しまして、財政措置も検討しているようでございます。現時点では具体的に制度の概要としましては、私どもも理解しているところでございますが、具体的に利用する際に具体的にどういった手続きを踏んでその番号を使っていくのかとか、そういったところがまだ詳細決まってないようですので、そういったこともある程度見えてきた中で町民の方等にも周知のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 国の取り組み等も今また再度説明がございました。実際に自治体

としての取り組みについては、まだ詳細がわかってないという段階だということでありませぬけれども、実際に28年度から動くわけでありませぬ。おそらく税等のデータについては27年度の情報が当然入っていく、もうそれ以前のものも入ると思ひませぬけれども、そういうことを考えると当然27年度、来年度年明け早々にやっぱりそういう取り組みをしていくということが、親切的な町民に向かつて丁寧な親切的な自治体の姿勢でないかというふうに思ひませぬ。今、国の説明が詳細に見えてきてないということでありませぬけれども、そういうことに対してです、自治体として当然国に対して、政府に対してです、早急にそういう体制整備をしていくような、要求をしているのかどうかということが確認したいことと、もう一つやっぱり国にとっては極めて、管理するという立場でいくと町、自治体もそうかもしれませぬけれども、便利な法でありますけれども、情報をそこにのせられる、番号によってすべて管理されるという側にとっては、便利さだけがこの説明の中にもありませぬし、今の答弁の中にもありませぬけれども、決してそれだけじゃないだろうと。極めて気をつけなきゃならない、注意をしなければならぬような状況も生まれてくるだろう。今までのような感覚で税も含めてとらえていたんではだめではないかというふうには私と思ひませぬ。そういう意味で丁寧な早々なる説明をするべきだというふうには思ひませぬ。そういう意味で先ほど申し上げましたように手続等々についての内容について国への注文等は実際に行っているかどうか、国民にとって、うちの町の町民にとって全くデメリットがないのか、それについてのもし見解があれば、お聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 国への要請といいますか、例えば国のスケジュールのほうです、例えば今回システム改修なんかも補正予算で提案させていただいておりますけれども、これまだごく一部なんです。実際この後、厚労省の関係のシステム改修ですとか、そういったことでその改修内容について、早急に示してほしいとか、そういったことについて、それから具体的な実際、番号の利用の手続きですとか、そういったものを示してほしいというようなことで、これについては、全国的な各自治体から国のほうには、そういった声も寄せられておまして、またそれに対して国のほうも対応いただけるのかなというふうには思ひませぬ。

それから、情報の管理の関係でございますけれども、税情報などの管理の関係というようなことで、これにつきまして、回答の中でも申し上げましたけれども、特定個人情報保護委員会という第三者機関の監視機関を設けておまして、国のほうでも監視するということで、悪意を持つだけでなく、目的がないのに情報を収集するとか、そういったものに対して常に監視すると。また罰則規定についても非常に厳しい罰則も設けられておましますので、そういった中で保護のほうを強めていくのかなというふうには思ひませぬ。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） この「番号法」については、個人情報保護法に優先するということがありますし、それらのことも含めて国民がといいますか、町民がきちんと認識していくということも大事なんです、利用する側、効率的なことを狙った自治体も含めた体制側の考えだけでなく、その逆の立場におけるさまざまな課題というのもしっかりと示していくということが大事でないかと思ひませぬので、そういう意味での運用にかかわる周知への取り組みをこれからも進めていただきたいというふうには思ひませぬ。2点目の運用開始にあた

っての自治体としての課題の関係でありますけれども、なかなか国のほうの詳細な状況が見えてこないという中では、ただシステムの構築等々、事務的なものだけが列記されておりますけれども、私は先ほど申し上げましたように個人情報保護法に優先する「番号法」ということも含めて、実際に自治体の職員が、これら情報に対する取り扱いをしていくわけでありまして。職員は絶えず生涯一定の仕事、職場といいますか、立ち位置で仕事するわけではなくて、いろんなところを回るわけですね、それらも含めると相当職員の意識改革といいますか、そこにしっかり目を向けていく、そういう取り組みを今からしていかなければ、町民から信用される職員としての自覚構築をしていかないと、非常にあとからさまざまな問題が出てくるのではないかと。指摘が出てくるのではないかと。というふうを感じるわけでありまして。それだけでなく現状でも、この情報はどうして、私の情報がどうしてというようなことがたまに耳にするわけですから、その辺も含めた取り組みといいますか、進めるべきだというふうに思いますし、それを課題だというふうにとらえているのかどうかも含めて、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 前段、個人情報保護法に優先すると「番号法」がですね、これについては、個人情報保護法を一般法とすれば「番号法」については特別法ということで優先される。個人情報保護法で定める情報よりもさらにいろいろ規制がかかっているというようなこともありますんで、優先されるというような取り扱いとなっております。

それから、職員の件につきましては、ただいま議員からご指摘いただいたことなども踏まえてですね、今後の研修とかいろんな面で職員の態勢のほうもしっかり確立してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 当然もう27年度に番号を、個人それぞれの番号について付与するというかたちになっておりますので、28年1月からであります。私がこの質問を想定したときに、当然職員、取り扱う側の職員に対するさまざまな基本的な学習といいますか、研修等も含めたものが繰り返されているんだろうと。その日程がきちんと出ているんだろうというふうに想定していたわけですが、その辺についての具体的なものというのではないのでしょうか、その辺について、もし、こういうかたちでこういうことを行うんですということがあれば、お示しをいただければというふうに思いますけれども。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、ご質問ございましたように、来年10月に個人番号の通知がはじまる。平成28年の1月から個人番号カードの交付事務がはじまるという流れとなっております。役場の中では、社会保障番号制度推進対策本部という組織を設けまして、各課の代表係長で組織しております連絡調整会議、それを設け、またその下にはワーキンググループというそれぞれ番号制度の活用ですとか、それから情報システム、それから特定個人情報の保護制度、この三つのワーキンググループを設けて、その中でそれぞれ番号制度についての理解を深め、あるいは特定個人情報、「番号法」で番号を取り扱う情報、いわゆる特定個人情報ですね、それについての評価、取扱事務従事者数が何人だとか、そういったことも含めてですね、そういった評価といった作業を進めていくということになっております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 先ほども申し上げましたように、人事異動等を踏まえると非常に自治体としてのこれに対する取り組みと申しますか、職員の意識の改革と申しますか、そういうことも含めて広がりを持ちますので、厳しいと申しますか、自治体の職員としての自覚の持ち方というのを今まで以上にしっかりと構築していかなければならないのではないかというふうに思います。そういう意味では、国のほうの遅れと申しますか、前段申し上げましたように、いろんな法律の改正、施行、解釈の変更等々も含めて、大元がなかなか進まないと言いますか、いいかげんという言い方はあまりにも失礼かもしれませんが、そういう部分も含めて非常に末端の自治体としては、次の段取りをする厳しさがあるかと思いますが、ぜひこの辺については手抜きをせずに職員個々の資質向上も含めて取り組みをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。「番号法」が実際に動き出す、この法律の個人情報の取り扱い方ということ、前段で回答の中にもありましたように一定の縛りの中で行われるということでもありますけれども、自治体には職員の給与の関係等についてもこの「番号法」を適用するですとか、例えば図書カードにかかわるですね、その利用等々も説明の中にあります。それらをして考えていきますと、将来的に、この中にどれだけの情報をどういうふうに入れてくのかという不安が募るわけですが、それらについて、先に向かって自治体としてこういう制度をさらに大きく利用拡大するのかどうか、その辺も含めて考えがあればお示しをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 新聞報道等では、例えば医療情報、そういったものも何かいわれているマイナンバーを使った中で、例えばどこかで健診したそういったものを他の医療機関にいったときにそういった情報が流れるような仕組みをつくるというようなことが言われております。ただ、本町につきましては、現時点では、国のほうで定めております社会保障、それから税、それから災害対策、これらにかかる利用範囲というのが、法の中で定められております。その部分について今のところは限定して利用させていただくという考えでございます。ただ独自利用についても、先ほど申し上げました庁内の組織を設けておりますので、その中では将来的な部分も含めまして検討を進めているという段階でございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、回答いただきました庁内でこれからの活用についての検討も行っているということでもあります。私はこういう情報収集の中では、当然、住民の声もしっかりと受けとめながら、自治体として独自の情報収集をする、情報を活用するのであれば意見を聴いていく、調整を行う、そのことがある意味では、町民にとっての理解にもつながるというふうに感じているところでもありますから、それらも含めたさまざまな検討の中で、そういう住民の声を聴くようなことも考えているのかどうかも含めてお聞きしたいのと、もう一つは、この「番号法」については、例えば個人が番号を提示した段階でその中に含まれている情報を提供しますよといったことと同じになるという説明を受けたところでもあります。そのことは個々人がその番号、マイナンバーを持っている個々人がしっかりとそういうことも含めた認識をしていないと、本来、自分の意図とは違うところで情報提供をしてしまうということにもなりかねないのではないかというふうに思うわけであり

ますけれども、これらについての取り組み、説明等についてはどういうふうに行うつもりでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 独自の利用についてですね、町民の意見を踏まえた中でそういったものに取り組むべきだというお話ございました。

当然、独自に例えばそういう先ほど議員がおっしゃってありました図書カードですとか、そういったものに使うということになれば、その際には、条例で規定しなければならないということになりますので、町民の方のお声も聴くということも大事ですし、また当然、議会のほうでの監視も受けるということになっております。

それから、個人番号を出すと情報のほうが意図しないような情報提供も生じるおそれがあるのではないかというお話もございましたが、個人番号カード、これについてはそういった個人の情報が入っているわけではございませんので、番号カードを出したからといって、その情報が流れるという、意図しない情報が流れてしまうということは、あり得ないということになっております。

ただ、その番号がもし誰かに漏れたとか、そういったときにはそういう情報も漏えいするという可能性としてはあろうかというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 住基カードのときもそうでしたけれども、少なくともそれ以上に、この「番号法」の関係については、入る情報がまたさらに濃いといいますか、個人的なものになってくるといってもありますので、ぜひそういう意味で、間違いの起こらないような対応が必要だと思いますし、そもそもが、その番号を所持している側がどれだけ高いレベルで理解をしているかということが、私は第一の問題としてやっぱり考えるべきだというふうに思いますので、前段申し上げましたように、町民に対してやっぱり懇切丁寧な説明をし、この利用していく自治体側のその姿勢といいますか、そういうのも示していくことを進めていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、これはこれから長きにわたると言いますか、ずっと個人が生活している間、永遠にその番号によって個人が管理されていくということになるろうかと思っておりますので、将来的に、例えばあってはならないことですが、徴兵制等々についても利用されかねないという、そういう法の制定だということも私はしっかりと認識していかなければならないと思いますし、取り扱う側の職員としても、そういうことも含めた意識を持った取り扱いをお願いしたいというふうに思います。

この問題についてはこの辺で、次の質問に入っていきたいと思っております。

2点目でありますけれども、町財政の安定と事業計画遂行の取り組みであります。

町の財政が多少の落ち着きを感じさせる中で、今回の解散総選挙を含め、国の政策の安定が見通せない状況にあると認識しております。

経済政策が地方に波及しない現実の対応として、地方創生なる政策の提唱も中身が見えてこないのが現状であります。

町においては、年次計画の事業取り組みとどう向き合うかが大きな課題だと感じておりますが、町費で100%対応できない中で、国・道の補助金などをどのように取り込みができるのか問われてくると思います。これらの対策も含め、町としての考えを伺います。

1点目は、財政安定への施策であります。

2点目として、事業計画遂行の考え方。この2点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町財政の安定と事業計画遂行の取り組み」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「財政安定への施策」についてお尋ねがございました。

本町の財政状況につきましては、ここ数年、地方債現在高、積立金現在高や各種の財政指標からは改善に向かっていると認識しています。

しかし、議員もご承知のとおり歳入の50%以上を占める普通交付税の状況により大きく左右される脆弱な財政構造にあります。

そういった意味からは、「合併特例法」による市町村合併が一段落した平成19年度以降は、平成20年の世界的金融危機であるリーマンショックに対応するための普通交付税の上積み措置や、政権与党による「地域活性化に関する生活対策臨時交付金」や「きめ細かな臨時交付金」の交付、加えて国の経済対策として公共投資を中心とした「地域の元気臨時交付金」や「がんばる地域交付金」などの地方財政措置が大きく拡充されたことが財政状況改善の要因のひとつであったと分析しています。

私の就任時は、財政が毎年のように悪化し地方交付税も先行きが見えないなどの非常に厳しい時期でありました。

そうしたなか、マニフェストでお示した町民を対象とした財政分析講座を開催し、平成20年12月には施策、事業の取捨選択はもとより、収入の確保、投資的事業の見直しによる地方債借入れの抑制、まちづくりと連動した施策の財源確保や一般財源の収支改善を目的とした「財政健全化戦略プラン」を策定しております。

結果として平成25年度決算では、経常収支比率が73.5%、実質公債費比率が10.3%となり単年度の実質公債費比率は8.6%と大きく改善しております。

一方、平成25年度決算の全道市町村の実質公債費比率の平均は10.0%の数値であり、ほぼ平均値に近い値であることや平成24年度決算のオホーツク管内比較では1人当たりの地方債借入残高が少ない方から4番目、基金残高は多い方から10番目の位置であり、他自治体の財政状況も改善しているといえます。

人口減少や少子高齢化社会への対応、地域産業の振興と担い手確保など、町民生活に直結あるいは町の発展に大きくかかわる課題に対応した重点的な施策実施には、財政状況の安定が絶対条件となりますのでさらに効果的、効率的な財政運営に努めてまいります。

2点目に「事業計画遂行の考え方」についてお尋ねがございました。

本町における投資的事業につきましては、毎年10月に総合計画に基づき各課と町長等のヒアリングを実施し、次年度事業の調整を中心に、当該年度の実績と今後5カ年の事業計画について協議しているところであります。

財政健全化戦略プラン策定時からは、総合計画ヒアリング実施前と予算編成前に5カ年の中期財政推計と借入地方債償還の将来負担を推計し、計画事業の取捨選択や事業調整を行い、健全で効率的な財政運営に努めているところでございます。

なお、計画事業の財源につきましては、国、北海道補助金である特定財源、計画的に行っている特定目的基金からの繰り入れや地方債借入れを予定しているところであります。

が、国では三位一体改革以降、特定目的補助金の廃止・削減、基金などを活用したモデル的な事業補助などが創設されていること、北海道は財政悪化に伴い地域振興施策が変貌していることもあり、特定財源確保に向けた情報収集に努めるとともに省庁等へ積極的に要請活動を行っているところでございます。

また、現在の中期財政推計では、本年度実施している「くねっぶ静寿園増改築等事業」への支援をはじめ「くねっぶこども園建設事業」、「スポーツセンター耐震補強事業」、「図書館増改築整備事業」の大型事業に加え、第4期農地整備事業の本格化や建設単価の高騰とあわせ70億円弱の事業費を計画しているところでございます。

そういった中では、特定財源の確保を前提とし、適正な地方債借り入れや特定目的基金からの繰り入れなどバランスのとれた効率的で健全な財政運営に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） この質問内容については、あとの後半で質問する議員の方々もさらに内容の濃い質問をする予定となっているようですので、大きなといいますか、あまり中に細かく踏み込まないかたちで進めていきたいと思っております。

ここで今、回答いただきましたように、歳入の50%を占める普通交付税の状況という脆弱な財政構造にあるんだということでもあります。いろんな政策をうまく取り込みながら、財政健全化のしっかりとした方向を歩む努力をしてきたということは私も認めるところでありますし、今の段階では、この方向性がさらに継続できるという期待をしているところでありますけれども、いかんせん先ほど町長の回答にありましたように多くの事業計画の流れがあります。そういうことも含めて考えますと、また私が申し上げましたように、前段の国の政策等々があまりにも不明確だと、不明瞭だということも含めまして、どういうふうに国の政策、今回、打ち出されている地方創生の方向性、なかなか中身が見えてこない、具体性がないという政策でありますけれども、これらも含めて財政を現状より、大きく悪化させない、そういう姿勢で自治体としての施策、町としての施策を打っていかねばならないだろうというふうに思いますし、そういう意味では、今の打ち出した地方創生の政策をどのように受けとめながら、これらうちの町の財政を安定した状況にもっていこうとしているのか、その辺の基本的な考え方が示されればというふうに思いますので、もし、それらについて回答いただければというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、再質問で地方創生の部分と安定財政についてということでした。

後段というか、次の一般質問の中にもございますけれども、地方創生の具体的な内容については、非常に今、議員もご存じだと思いますけれども、ご指摘も受けておりますけれども、不明確というか、非常に見えない部分がございますので、本町におきましては現在懸案している事業計画含めて、昭和50年代に建設された公共施設の更新とか、そういった部分が非常に多いということもございまして、そういった意味では、更新にあわせて新しい施策として何かをつけていくといった部分を重点的に取り組まなければならないことと、非常に広い範囲でいきますと基幹産業の第4期、先ほど申し上げましたけれども第4期の農地整

備事業等々の事業費も非常に大きく膨らんでいる状況もございまして、そういった意味では、より具体的な、特に、重要というか、推進していく項目を取捨選択しながら、現在進めている政策にどう地方創生をのせるかというのが現在思っている課題ということで、あわせて議員おっしゃるとおり財政安定化については、重大な事項としてとらえているということでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、回答にありましたように非常に政策的なものが見えない中で、の苦しい回答だなというふうに思いますけれども、いずれにしても、自治体の財政をきちんと安定させていくということが、少なくともこの町の自治体で働く、ここに説明員として出席されている方々の使命でもありますし、また、そこに財政を支える側の町民の努力というの問われてくるんでないかと思うわけでありまして。当然今もありましたように、第一次産業、農業が基幹産業でありますから、その生産を落とさない政策、施策の取り組みも大切でありますし、それをして努力していくということが我々町民に課せられた課題だろうというふうに認識しているところでありますけれども、さらに、独自の歳入が起きるような取り組みも考えていく必要があるかと思っておりますけれども、そういう意味での町独自の将来的展望を持った施策が構想としてあるのかどうか。それについて、もしあればお示しをいただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、財政を悪化させない。これは家庭と同じです。借金をできるだけ少なくして、そして借金しているものを返して、そして、返す額よりも小さい額の事業をやっていけば健全財政を保っていける。それは、私が8年間、常に心がけながら健全財政の一つは正常なかたちに戻していくというやり方が、さっき言いましたように実質公債費比率は8.何%にまでやっときたなというのが本当のところですよ。

しかし、仕事はやらなきゃならないということも事実ですから、これは適切な補助金とかを求めながら、あるいは基金の運用等も含めてやっていくということの手腕というのが問われている。

今一番悩んでいるのは、あまた多い省庁の補助金を探しても、去年まではあったやつがもう既になんかということ。国の基金があっても、今年度でストップだという状況があるということは、ないものを出せということがつらいわけですよ。あるものをどうやって引っ張り出すかというのは、手腕の部分としてはあるわけですが、これは政治に対する期待を私はしていかんやならないし、積極的に要請していかんやならない。

例えば、南7線です。山本議員のほうからも基盤整備事業や7線の整備のほうは、これは関連議員が上げて私のほうに要望書を持ってまいります。10億円かかります。当初は10年間でやると言ったわけですよ。しかし、財政の状況といましようか、国の方向の中で5年間に縮小しました。しかし、5年間と言いつつ、全体のバランスの中では非常に難しいということで、6年かかるかもしれないという状況ですけども、これはいろいろな道路整備事業やさまざまな補助事業がありますけれども、その中で、この基盤整備事業の農政の事業が自治体負担が20%前後で済むという中で取捨選択をしながら有利なものを我々は何としても訴えていくと。その中で例えば、当初4.5mの幅員しかなかった道路のそういったものをこれはご理解をいただいて5.5mまで戻していくという地域を挙げ

てのそういうものが行政を北海道を動かし、国を動かし、今日に至っているという、そういうやっぱり努力が必要なのではないのかなというふうに思っています。

さらにまた、もう佐藤町政時代に建てた建物が老朽化してきている。これはやらなきゃならないわけです。金がないなんて言っていられない。すなわち、壊れてもし町民に事故が起きた等々のことが起きた時には大変な問題になりますから、何としても少々借金の、起債の利用が多かったとしてもやらなければならない。こういう町長としての取捨選択というのは、よりこれから求められていくだろうということでないかと思えます。

じゃあ税収を、歳入をどうするのか。私どもの自己財源というのは、ご存じのとおりもう限られております。町民税の収入でいっても6億円から7億円でありますから、それ以上のものを例えば今、上士幌やいろいろなところで「ふるさと納税」といって、ふるさとの物品うんぬんをやっている。どんなに頑張ったって1億円か2億円です。これが財政全体に決定的な影響力を持つような施策ではありませんけれども、しかし、こういった豊かな農業生産を上げていただいて納税を広げていく。それから、町独自のそういった細かなことも含めた施策を講じながら、歳入の方向を独自財源を広げていくという努力は、これからもしていかなきゃならないということでもあります。しかも、交付税が交付税法の制定によって、戦後のシャープ勧告の中で、田舎にいたらまともな教育や福祉を受けられないという状況を税の分配の中で公平性を保ってきた。これは何も恥ずかしいことでない。地方交付税に依存しているということは、ですから、これを縮小するような施策は、政権党にはやっぱり強く、それではだめだということを訴えていかなきゃならないだろうと。いろんな議論があると思いますが、議員も心配してるとおり私どもも非常に厳しい現実の中で、前に前にと進んでいかなきゃならない状況であるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長から現状の厳しさというのを切々と訴えられたというふうに認識しております。昨日の一般質問の中で、これからの次年度以降の町政を担う立場が誰になるのかというのは、まだわからないというような状況でありますけれども、そういうことも含めて、この回答の中にありました今も町長が言われました、さまざまな事業をどう進めていくのか、計画をどういうふうに遂行するのかということが問われてくると思うわけでありまして、そのことは、誰が次期の町政を担うかということとは別に、さまざまな課題、方向性というものを明らかにしていくということが大切かと思えます。今、回答いただきましたさまざまな事業計画の遂行にあたって、これは訓子府町として、これからも、第6次の総合計画等もこれから次年度以降に協議されるということでもありますけれども、基本的なものとして、これはやっぱり前へ進めていくという考えを持っていらっしゃるのかどうか、町としての基本的な考え方を伺いたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） いつも申し上げておりますとおり戦後の町長が一貫して進めてきております豊かな産業政策であります。これは飯を食うということをやより発展させていくということは当然のことです。厳しい状況でありますけれども、農業を中心とした基幹産業を昨日もお話しましたように120億円を12年間でやっていくということは、粛々と進めていかなければならないというふうに思っています。これは起債の比率も

結構かかってきますので、ボディブローのように効いてくるということは事実でありますけれども、しかしこれはやっていかなきゃいけないことだと。農業生産力を高めて、税金をたくさん納めていただくということをやっぱり基本にしていかなきゃならないのが1点目であります。

2点目は、やっぱり政治は庶民のためにあることですから、我々、多くの町民の方が福祉や教育をすべてが享受できるような政策をきめ細かくやっていくというのが基本だと私は思っております。その中で耐震も含めて、急がなきゃならないとした幼稚園・保育所の合体した認定こども園です。これは財源の縮減を図りながらも、やらなければならないことの一つとして、まずもう実施設計も終わって、既に工事を来年から始める準備を、予算をご理解いただいたら、27年度から進めていかなきゃならないということが、まず優先的にやっていかなきゃならない。さらにまた、土地の購入も進んでおります図書館もやらなきゃいけませんし、スポーツセンターの耐震の結果が年内か来年明け早々に出てまいりますから、こういったことはもう避難施設としても、何としましてもこ入れをしていかなければならない。同時に、もう1点で申しますと昨日も幾分申し上げたかもしれませんが、長年、福祉友の会や、あるいはきらきら本舗等々から要請がありますひきこもりやあるいは家庭内で障がいを持った人たちの生涯にわたってこの町で生活していける就労型のグループホームも私の任期中に決断し実施できるかという決断を迫られているというのは、私自身が今抱えている悩みでもあります。しかし、こういったことを優先順位等、取捨選択しながら、本当にこの町がすべての人にやさしいまちづくりの集約として、私は次年度以降、粛々と事業を取捨選択しながら進めていかなきゃならないというのが実態ではないかなと思っております。ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長から基本的な最終的な考え方をお示しいただきました。いずれにしても、これからの展開については、住民の理解をしっかりと受け、その上で皆さんの理解、そして、支えを受けながら進めていく行政の遂行でありたい。そういうふうに進めていっていただきたいというふうに思いますので、ここに説明員として出席していただいている職員の方々も、その辺を肝に銘じながら、日々努力をしていただきたいということを最後にお願ひし、私の一般質問を閉じたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私の一般質問をこれから始めていきたいと思ひます。一般質問は質問通告書に従ひまして進めていかせていただきます。

今回は2点、質問をすることにしております。

まず、1点目でありますけれども、ちょっと風邪をひいていて声があまり出ないんですが、店舗改修事業について、1点目であります。

店舗改修に要する費用の一部を補助することにより、店舗のイメージアップと商店街の活性化を図ることを目的として、今年度から5カ年の事業期間を予定して、店舗改修事業が始まりましたが、次の項目について、町長に伺います。

一つ、現在までの取り組みの状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

二つ目でありますけれども、この事業に対する商工業者の反応及び評価をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「店舗改修事業」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目の「現在までの取り組み状況」ですけれども、12月5日現在で事業実施中を含め合計7件、総事業費で662万1,890円、補助交付額では304万3千円となっております。

また、問い合わせが1件ありますので、年度末には予算の400万円に対する執行率は、100%に近い数値になると思われれます。

さらに、それぞれの事業の内容であります。省エネ冷暖房施設2件、業務用食器洗浄機1件、照明器具のLED化4件、トイレ改修1件、内装の張替1件、窓サッシ取替1件となっております。

また、業種別であります。建設業1件、飲食業1件、小売業2件、サービス業3件の合計7件となっております。

次に、2点目の「この事業に対する商工業者の反応・評価をどのようにとらえているのか」についてであります。商工業者の反応は、現在の事業実施状況から判断しますと商工会から要請がありました400万円に対する執行率が示すように、商工業者の反応は良いとの評価をしているところですし、特に改修内容として多いLED化は、年間の電気料が下がり費用対効果があると聞いているところであります。

しかしながら、事業目的であります店舗のイメージアップというよりも、2回にわたる電気料の値上げからきております照明器具のLED化による省エネ対策になってきておりますが、来年オープン予定のスーパーやホームセンターの進出に伴い、集客力が低下する店だけでなく逆に集客力があがる店についても、この改修事業の必要性がさらに高まってくるととらえております。

来年の7月上旬のスーパーとホームセンター進出などの大きな影響から、店舗改修事業の支援の推進はもとより街全体の明るさや住みよい街の形成には、商店街の活性化が不可欠であると認識しておりますので、店舗出店支援制度も含め商工会、商店街協同組合と十分協議しながら商店街を中心とした中長期的な振興策を図ってまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありましたことについてお答えをさせていただきました。ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今2点について、回答いただいたわけでありませぬけれども、まず最初に、率直に最初の答弁にもありましたように、この執行率含めて、この成果、実績というものが、非常に私もこの9月、10月ぐらいまでは、何かちょっとあまりこう思ったより進まなくて、予算が残っていくのかなというふうに心配をして、来年度以降これ5年間、5カ年ということでありませぬけれども、年度当初から本当にどうなってくるんだろうなという心配もあったのは事実であります。ただ、今この答弁にありましたように、年度末には、ほぼ100%に近い数値というお答えをいただいて、何となくこう本当にほっとしているというか、その影にはおそらく農林商工課、この担当をしています所管であります農林商工課の課長を先頭に、いろんなかたちで、この事業の普及も含めて町民の中に、特に商工業者の中に入って努力をされた結果ではないかなというふうに思っているところです。やはり私もこの事業のことにに関して、さまざまというか、そう多くはないんでありますけれども、やはり今のこの厳しい状況の中で、こういうことにお金を使っていくということの大変さというの、口々にやっぱり述べられておまして、これはそれだけ大変な今のおかれている状況の中で、この執行率になるということが、やはりやってよかったのかなと、改めて今やっただいてよかったのかなというふうに思っているところです。それで次の質問になるんですが、来年度以降の取り組みにかかわることでありませぬけれども、商工会のほうから、おそらく秋の時点で改善というか要望事項含めて、こういうふうにしていったほうが、さらに中身がいいんでないかというような要望事項等が出てくるかとは思いますが、その辺に対する検討といいますか、どういうふうな方向で、まだ決定はしてないのかもしれませんが、どういうふうな方向で商工会から出ています要望含めて協議されているのか。そして、次年度以降の予算にどう反映しようとしているのかについて、お伺いをしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご指摘のとおり商工会から多岐にわたって要請が出てきております。これは特に、ラッキーやあるいはホームック等々のスーパーが進出してくるということも含めた商工会として、こういうことを行政に支援をお願いしたいということの要請であります。細かいことについては、担当課長のほうと商工会の事務局長と煮詰めをさせていただいているところであります。その上で、年内中に副町長の予算の査定が始まります。年が明けて、私のほうと最終的に財政等も含めた町としての27年度の予算についての方針を明確にしていきたいというふうに考えてはおりますけれども、ただこれらは政策予算になりますので、実際の執行は7月から始まるのではないかと、6月の議会でご承認いただいて7月から実行ということになりますけれども、すべてが商工関係者の意図に添えるかどうかはわかりませぬけれども、可能な限り要望に添えて、こうした商工業取り巻く厳しい環境に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この件につきましては、私たち産業建設常任委員会でもこの商工会との懇談の場で、実際問題で役員の方々並びに我々議会との懇談の中で、示されたこともあります。例えば具体的な中身でいけば、要望内容としましては、業務に関する倉庫とか車庫のその部分の修理費用や修理改修費用も何とかならないのかという問題、あるいは

店舗前の敷地整備、いわゆる駐車場のことだと思うんですが、この関係についてはどうなんだろうかという問題、そして三つ目としては、これ結構あったんですが、いわゆる業務に供する備品、例えば冷蔵庫だとか洗濯機だとか、これは非常に難しい部分はあるんですが、いわゆる施設としての設置型の部分で、どうしても業務用でというふうなことであれば、これやはり普通の家庭用と違って経費もかかるということも含めて、ぜひその購入並びに修理に関する費用もというふうなお話も伺っているんですが、この3点については、具体的に検討してきた経過はありますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっとまだですね、これお許しいただきたいんですけど、今の状況でこれがいいとか悪いとかということにはちょっと言えません。ただ、前向きにとらえていきたいとは思ってますけども、このことが店舗のリニューアル等といえるかどうかという問題もありますから、ここは予算状況もありますから、精査しながら対応していきたいと考えているところです。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 実は今回のこの問題を取り上げたのは、この店舗改修だけでなく、空き店舗対策なり、従来やってきた住宅リフォームの問題とも関連する中身で、後ほどちょっと本当の今回の問題のもう一つの趣旨というのはあるんで、それにちょっと含めて質問させていただきたいんですが、今言われたように、いろいろといわゆる当初考えていたこの事業の趣旨、商店街のリニューアルというふうな趣旨に対してどうなのかというふうな、そういう心配なり、考え方の相違というのも当然出てくるかと思うんですが、まずは第一にこういう事業というの、やっぱり行政側が示すこういう事業、特にこういうふうに訓子府のように非常に厳しい状況の中で何とか頑張って商売を続けたいという部分に対する、あるいは農業も同じなんですけれども敷居を高くするというそういう姿勢、これ非常に難しいところがあるんですけれども、やっぱりその敷居の高さというのが、実際にそれを使う人たちと利用する人たちと、それを提案して予算を執行する側の意識の問題というの、非常にやっぱり出てくるのかなというふうに思っています。この敷居の問題というのをどうやって町民の合意を得ながらということが大前提なんですけれども、やはり今一度考えていかなければいけない、これ最後のまた質問、全部関連するんですよ、この地方創生の問題とも、創生論ともちょっと関係するんですけれども、今まさにそこら辺が、この非常に疲弊してきている地方経済なり地方のありようの中で少なくとも自治体が求められている部分なのかなというふうに思っていますけれども、ちょっと議論がちょっと違う方向に行くんですが、その辺で今一度これからの行政の進め方として考えなければならぬ点があるのかなというふうに私は思っているところです。それで次に、そういうことも踏まえまして、今年の通常国会で多分あれ6月の国会だったと思うんですが、国も地方がこれだけ疲弊してきているという大変だということがあって、いわゆる小規模の5人以下の事業者に対して支援をしていきたいと、支援をしていきますよと、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」というものが成立、これは全会一致で、国会の中で全会一致で成立しています。それに付随して「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」というものが、これも成立しているわけなんですけど、これは今従来の中小企業という枠よりも、もう一步、地域の

実情に鑑^{かん}みて、5人以下の事業者に対して、事業をやっているところに対して、国も支援をしていかなきゃいけないという、危機感の表れだと思うんですが、そういうふうなものができています。そして、それは確かに問題点もあります。それは、小規模基本法の中で言われているのは、各自治体が、そういう小規模の事業者、小規模基本法に基づいて、何て言うのですか、実施計画というのか、そういうものをつくらなければいけない責務が問われています。そしてそこには責務はあるんですが、自治体に対してはそういうことをやりながらも、自治体にはお金はこないんですが、そこら辺問題なんですが、訓子府でいけば商工会等にその財政的な支援をすると、いわゆる小規模支援法という法律を新たに改正してつくってというかできたんですが、そういうかたちでできました。そのときに、この小規模基本法をどう各自治体で展開していくかということになったときに、私はやはり今、訓子府が進めてきた住宅のリフォームのことも、空き店舗対策、いわゆる出店事業に対する支援の問題、それから今、話しています店舗の改修事業、こういったものが私たちの町独自の小規模のいわゆる商店街の活性化に向けて基本法の中で策定しなければならない項目の中にしっかりと位置づけていくことができないのかどうか、そういうふうにとらえていますけれども、これは全国的にたぶん今こういうふうに変革になっていきますから、いろいろなかなか進んでいかない状況もあるとは思いますが、この点に関して、小規模基本法の問題で、何か道のほうからも指示がないのでしょうか、どういうふうな状況になるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 小規模支援の関係の基本法でありますけども、今ご質問ありました「道のほうから指導がないのか」ということでありますけども、今のところ、そのようなかたちで通知はされていないと思います。ただ、何年か前に、昨年ですか、この部分についてはご質問もいただきまして、確かそれぞれ行政なり、それから商店なりが、その責務をきちんととらえてその責務を果たすというような確かな法律ではなかったかなということですので、そのときにはまだ商店街については、意識づけがまだされていないので町としては、もう少し法律を熟知した中で進めていくようなかたちで進めたいというような回答でなかったかと、現在の状況につきましては、今、議員が言われたとおりかなり商店街については、ひっ迫している状況でありますので、その部分についても、今後進める必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） おそらく次年度に向けて、これは動き出すんだと思います。道議会の中でもこの問題で道の経済部なり、そういうところでどうなんだと、そういう委員会の中でも質問されて、道としてもさまざまなかたちで各市町村のおかれている状況を十分反映したものになるような、そういう指導も含めて取り組んでいきたいというふうなことにもなっていますので、おそらく来年度以降にどういう中身にするかというのは、各自治体が策定をするということにもなっていますので、ぜひ、そういった意味では、商工会の皆さん方ともしっかりと議論されて、これ結構な予算が何か、つけたいというふうな話も聞いています。これは先ほど言ってますように、自治体がお金、自治体に金が入るわけではないんですが、その事業を遂行する商工会に支援をするということになりますので、

商工会としてどういう事業を展開していくのかということが非常にこの自治体との意識の共有といいますか、非常に大事なものになってきますんで、商工会が計画を立てるんでないんですよ、自治体があくまでもその計画を立てる責務として任されていますんで、そういう意味ではぜひ先ほど言った住宅のリフォームの問題含め、店舗改修、空き店舗の問題、それから、さまざまな人の呼び込みを図るような、おそらく商工会も考えていると思うんですが、さまざまなイベント等も含めて、やはり大いに活用するためには、早めから議論というのを起こしていく、それはやはり計画を主体的に立てなきゃいけない行政側から呼びかけをして検討していかなくちゃいけないんでないかなというふうに思っていますが、その点について、町長はいかが考えているでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 住環境リフォームもそうですし、それから、店舗改修、それから、新規参入の店舗うんぬんについても、商工会と役員等含めて非常にお互いに協調しながら、そして、きめ細かく進めているという状況でありますので、今、工藤議員がおっしゃったように、新たなるそういう道の呼びかけ等々にも応えていきながら、前向きに事業を進めていきたいというふうに思っています。これだけのご理解いただきたいんですけども、敷居が高いかどうかというのは、これはちょっと違うんじゃないっていう感じします。我々はいつでも、むしろ私どものほうから積極的に商工会にずっと持ちかけて、がんばろう、もっとこういうのはないかと言ってきましたし、一緒になって考えていくということの基本スタンスを持っていますから、ただ、100%主張してるのが正しいかどうかという点でいくと、これはですね、ちょっといかなものかというものもやっぱり中にはありますから、これはやっぱり町の行政を預かる身としては、誰が見てもなるほどというようなかたちの判断の中で、これは認められないということをやったり我々はやっていかなきゃならないだろうと。この辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひこの小規模基本法の問題では、取り組みについてはやはりこういう予算の問題等もおそらく出てくる、国の予算の問題もありますけれども、ぜひ取り組んでいていただきたいなど。積極的に取り組んで、確かにいろんな問題点もありますけれども、取り組む必要のある課題ではないかなというふうに思いますんで、商工会との十分な協議の中で、進めていってほしいというふうに思っております。

それと今、最後に敷居の問題で町長からお話がありましたけれども、確かにその敷居の問題、単に何でも低くすればいいという問題ではない。フラットにして何でもいいですよということではないと思います。それはもう十分わかっています。一つちょっと気になっていたのは、ずっとこの思ったところでもありますけれども、今回の店舗改修の問題にしても、空き店舗支援事業の問題にしても、その補助の何というんですか、要綱の中で、住民税というか町民税、それが滞納しちゃいけないと、これには該当にならないと、どう見ても、それだけを見れば、当たり前というふうに誰もがとらえると思うんですが、ただ問題は、一つは、全く滞納してるかどうか、その文面だけで、それは話し合いの中でそうはなってませんと言えば、そのとおりなんです、例えば、分納するとか、事前に町民課の税を扱うところで、例えば、固定資産税も含めてどういうふうにしていくのかという、払う意思のある部分、そういう人たちにも、何というんですか、こういう施策にきちんと

自信持ってというか、正面から飛び込んでこられるような、そういうものというのが、これからは本当に必要にならないのかなというふうな思いもしているところです。これは今回の問題だけじゃなくて、店舗改修等々の問題だけじゃなくて、いろんな問題で住民税、非課税がどうだとかって、やっぱり税が一つの要件になる部分があるんですね、福祉の分野も含めて、だからそういう部分での精査というのもどこかでしていかなければいけないのかなというふうな思いも実際しているところでありますので、非常にこれは難しいところではありますけれども、今回の店舗改修なり、空き店舗の問題でも、いわゆる税が滞納していたら、そういうサービスを受けられない。それはそうなんですが、そこに払う意思があって、分納もしていたり、相談もしているという人たちにとっては、実際どうなっているんでしょうか、そういう部分では、どういうふうな対応をされているんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今ご質問ありました補助申請者が町税等、未納のあった場合について、この助成、補助が当たらないということで、実態でありますけれども、現在のところ該当者いないというふうに思っています。ただ、申請する方が、その要綱を確認しておりますので、そういう意味で、申請をしてないというふうには考えられます。ただ、税ですので、うちのほうでここがどうのこうのということは把握はできませんので、多分申請者がその要綱を確認して、納めている方が申請されてるということで、申請した段階でそれは補助の対象になりませんというような回答はしておりません。ただ、事業は違いますけれども、太陽光の関係で1件未納がありましたので、その方については、ご説明をさせていただいて、申請を取り下げたという事例は1件あります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この問題でその問題のほうに発展していくとはちょっと思っていなかったんですが、やはり行政サービスをどういうふうに公平にという問題にかかわる問題だと思うんですよ。このさまざまな町がやる施策に対して町民が、事業者も含めて、やはりそれは公平というのが一番なんですが、今言われたように、滞納してる人は申し込み、申請はしてないと。それ当然なんですよ、この要綱に書かれてるから、うちは町税にかかわる部分で納めることができないから、これはサービスを受ける資格がないんだというふうに自己規制するんです。ただ問題はそこで、いやこういうふうに、いわゆる窓口の時点で相談したら、分納なり、あるいはその後の対応をどうするかというそこら辺に対するその何て言うんですか、思いやりというか、そういう部分というのは、必要になってはこないの、あくまでも申請主義だからということでもいいのかどうかというものが、私としては非常に難しいことではあるけれども、自治体としても考えていかなければいけないことなのかなというふうに思っていますんで、ぜひそこら辺で、これからちょっと議論をしていかなければならない課題ではないかなというふうに思っていますが、今一度、町長もし考え方があればお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） すべての単独のそういう補助うんぬんというのは、一項目として、町の税金を払っているかというのはこれ入れます。その具体的な対応については、例えば、

分割払いしてる人もわかりますし、払ってない人もわかりますし、中身的には税のほうでは把握しているとおりでと思うんですけど、まずは一つは、商工会で受付をするということですから、こういう状況の中で、町として、全くだめなのかという具体的な例の中で話していくことが、私は原則だと思ってますから、最初から税金を払ってなくても、その要綱の決め事を外してかかるだなんてことには、かえって不親切でないかなというふうに私は思いますので、現実的に具体的な問題でやっぱりそれについて、詰めていきたい。可能な限り支援できるような仕組みでありたいと私は思ってますので、あまり心配してなかったですね。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） いずれにしましても行政サービスをどうするかという問題につきましては、何と言いますか、窓口を基本的には閉ざさないというところで頑張って大変なことも、場面、場面では出てきますけれども、やはりそれが最終的には、この問題だけではないんですよ。そういうものっていうのは。やはりこれからのまちづくりに対してどうやって皆で頑張っていくのかというところにかかわってくる問題でもあるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

次は「地方創生」とこれからのまちづくりについてであります。

今年5月に「日本創成会議」分科会が「消滅自治体リスト」と「ストップ少子化・地方元気戦略」を発表しました。

この提言を受けるようなかたちで、9月には首相を本部長とした「まち・ひと・しごと創生本部」を発足し、この11月には解散間近にあった臨時国会で「まち・ひと・しごと創生法案」が可決されました。

これらを踏まえ、次の項目について、町長の考えをお伺いいたします。

一つ、「日本創成会議」の発表した提言から「地方創生」、「まち・ひと・しごと創生法案」可決までの流れに対して、どのような見解を持っているのかお伺いをいたします。

二つ目としまして、これからのまちづくりに「地方創生」論がどのようにかかわってくると考えるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地方創生とこれからのまちづくり」についての2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に『日本創成会議』の発表した提言から『地方創生』『まち・ひと・しごと創生法案』可決までの流れに対してどのような見解を持っているのか伺いたい」とのお尋ねがありました。

5月8日に民間有識者でつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会が現行ペースで地方から大都市への人口流出が続くと子どもを産む中心世代の人口が減少することに着目し、将来消滅の可能性のある自治体が全国896市区町村、道内147市区町村に達すると試算を示し、東京への一極集中を是正し地方の拠点都市を中心に地域社会を維持する提言がなされ、「地方消滅論」は話題性とともにもマスコミも一斉に取り上げました。

提言にあります「ストップ少子化・地方元気戦略」では地方拠点都市を中核に新たな集

積構造の構築を基本方向とし、限られた地域資源の再配置や地域間の機能分担と連携を進め、最も有効な対象に投資と施策を集中することが重要としています。

全国に向けて、人口減少に関するショッキングな警笛を鳴らしたことは、全国の自治体が人口減少問題に対して、改めて真剣に考える分岐点になったと思います。

しかし、市町村の最小人口規模が決まっていな中で、若年女性の半減で自治体の消滅可能性が高まるということは考えにくいことで、地方自治法では「地方公共団体は法人とする」と規定され、地域の政策的な課題を乗り越えようとする地域住民、議会、町長の強い意思があれば町が消滅することはないと思っています。

一方、国では創成会議発表と歩調をあわせるように6月に閣議決定された「基本方針2014」の中で地域の活力を維持し東京への一極集中傾向に歯止めをかけ、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進を掲げ、9月には総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されています。

創生本部の基本方針では、視点として50年後に1億人程度の人口維持、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決が挙げられ「従来とは次元の異なる大胆な政策を中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実施していく」との基本目標が掲げられています。

9月29日には「まち・ひと・しごと創生法案」が国会に提出され11月21日に可決されています。

日本創成会議は民間の任意団体ではありますが、分科会の構成メンバーは座長が元総務大臣、現在は経済財政諮問会議の有識者メンバーであるほか、財務省、総務省の事務次官経験者や現職の内閣官房参加者が参加する組織であり、提案を国の政策としていくための態勢づくりがされていることやマスコミを利用した世論誘導、政策決定や法案提出までのスピード感などを見ると、日本創成会議の提案が創生法案を中心に政策決定されていくことを懸念しているところでもあります。

そういう意味では、日本創成会議が提案する主な政策手段が広域ブロック単位の「地方中核都市」に資源や政策を集中的に投入することであり、およそ1,600の自治体が消滅した平成の大合併から始まる広域行政化と国の行政改革の継続であり、加えて政府が早期の成立を目指している「道州制基本法案」で示されている5年後の道州制導入への布石、また、「自治体消滅」という強い言葉で首長、議会をはじめとする地域住民の方々の自主自律の気概を失わせ、市町村を消滅させる動きではないかと感じているところでもあります。

本年の地方自治法改正では従来の一部事務組合、機関の共同設置、さらに拡充する連携協約と事務の代替執行が新たに制度化され、第31次地方制度調査会では地方中核都市を核に周辺市町村を広域連携に組み込み、自治体間の水平的補完を行うなどの地方行政体制のあり方の議論がはじまっています。

これらのことを考えると「地方創生」施策が過疎地域からの撤退と拠点都市への自治体機能の集約化を図るものではないかと危惧しているところでもあります。

2点目に「これからのまちづくりに『地方創生』論がどのようにかかわってくると考えているか伺いたい」とのお尋ねでありました。

「まち・ひと・しごと創生法」は11月28日に公布され各自治体に通知されました。

創生法では「市町村は国、道の総合戦略を勘案し、当該市町村の区域で実情に応じたま

ち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならないものとする。」と規定され、義務づけではないものの市町村が平成27年度までに策定する地方版の総合戦略に基づいて国が支援する考え方が示されています。

しかし、創生法成立とともに解散、総選挙に入り、スケジュールの遅れはありますが、1点目でもお答えしました日本創成会議でも提案された地方人口ビジョンの策定に向けた人口動向分析、将来人口の推計の手法が示されたのみで、依然として地方版総合戦略の概要は示されておられません。

地方創生大臣は記者会見で、「地方・地域・企業・個人の自立に資するものであること、特に外部人材の活用や人づくりにつながる施策を優先課題とする。」「地方が主体となり行う、夢を持つ前向きな取り組みに対する支援に重点を置くこと。」「国の縦割りを排除し、客観的なデータにより各地域の実情や将来性を踏まえた持続可能な施策を支援すること。」「ひと・しごとの移転、創出をはかり、これを支えるまちづくりを直接的に支援すること。」「プロセスより結果を重視する施策である。」との5原則を打ち出しました。日本創成会議の提案を考慮すると、大都市圏中心の成長戦略の中で取り残された地方に「光」をあてるものとしては期待をするものの、前段で申し上げました地方創生施策が過疎地域からの撤退と拠点都市への自治体機能の集約化を促進するのとなる懸念は払拭できるものではありません。

本町は、既に昭和30年頃から人口減少社会がはじまり概ね60年間で半減しています。さまざまな社会的、経済的な要因はありますが、本町のような小規模自治体の地域特性を生かした取り組みこそが少子化に歯止めをかけ、持続可能な地域を創っていくと確信していますので、今後示される「北海道まち・ひと・しごと創生総合戦略」や市町村創生総合戦略策定の要領などを勘案し議会とも協議させていただき、計画策定に向け、検討してまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問したいと思いますが、先ほどから前段の議員の質問等でも出ていましたけれども、今の第一答目の回答の中でありましたけれども、その中身等については、まだ具体的なものがないというふうな問題、あるいは今の現時点でのいろんな状況も含めて示されているものがないということはわかります。ただ第一答目での回答にもありましたように、まさにそのとおりの中身の地方創生論、いわゆる地方消滅論から地方創生論へいく、その政策の過程というのは、これが打ち出されてきたその過程というのはまさに1答目の回答の中で示されていることそのものだと私も思っています。そういうものをとらえながら、大事なのは確かに具体論はまだ出ていませんけれども、その基本目標なり、その方向性というのは、大きく示されている中で、やはりこれは法案もできてますんで、次年度以降に向けてどう向き合っていくのかというその方向、姿勢、この訓子府なら訓子府としての姿勢がやはり大事になってくるのかなと、それは今からでも十分議論していてもいいことではないのかなというふうに思っているところです。そういう意味で今回ちょっと町長の見解何かもお聞きしたいということでこういう質問をし

たわけでありませけれども、まず中身の問題で、ちょっと自分の考えているところと、それと町長の考え方がどうなのかでちょっとお尋ねしたいんですが、今回こういうかたちで地方を元気づけると、地方創生なんだというふうに出ていますけれども、町長の見方として、なぜこういうことを持ち出さなければいけなくなった、その原因とか背景というのが、今回のこの地方創生論の中で、言われていたんでしょうか。そういう非常にこれは大事な部分だと思えますよ。なぜこれだけ地方が疲弊して、地方が人口減少になっていくと、そして、消滅という言葉まで持ち出されながら、この問題が政策化されようとしているときに、なぜこういうふうに地方がなっていくのかという議論が、どこでされてきたのか、提言の前段でどう示されているのかということが非常に見えない。もっと具体的にいけば、農業、食料の問題、これは本当に基本的な国のありようとしては、本当に基本的な問題である食料農業の問題、それから、国民の今多くが原発の問題等々含めて、5割も6割もの人たちが原発依存から何とかしなければいけないんでないかというそのエネルギーの問題も全く触れられていない。そういう中身のこの論議の中で、果たしてきちっとした地方が本当に立ちいっていきような、そこに、いわゆる明るさとか希望とか展望を持ち得るような中身になるのかどうか。この点について、もう一度町長からの考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何点か、一つはこの地方創生や、今出てきたその原因は一体何なのかと。これは私も先般シンポジウムに招かれた時にも、この人口減少社会というのは、地方自治体というよりも国の国家的な政策の結果として、人口減少社会というのはやっぱり認めざるを得ないんじゃないか。その例として、例えば訓子府町が1万1千人いた昭和30年代の人口がかなり今日に至るまで減少してきているというのは、私は大きなやっぱり三つの柱があるだろうと。

1点目、まず農業構造改善事業すなわち農業基本法によって、家庭内の農業から機械化農業をして、そして大型化の歩みをはじめたというのは、やっぱり1950年代、60年代の農業基本ではなかったのか。もっと言うと、都市の農民が都会に行って働く人、労働者になっていくという政策が国家的にやっぱり行われてきたということが農村の過疎といえますか、そういったものを生んできた。過疎と過密の問題が議論されてきたというのは、まさにこの本町にとってもこの時期が1点目ではないのか。

2点目は、農林産物の自由化による林業産業等々の疲弊の問題等もあります。これらは1970年代、特に林業何かについては自由化がありまして、外材の安いものがどんどん入ってくる。山を持っている方の疲弊というのは、これは言葉を絶するほどの状況というのは、あったのではないかと。もちろん農業やTPPの問題ももちろんそうですけども、日本の国ほど農産物を自由化している国なんかないじゃないかというのが私はそう思っています。すなわち自給率の問題一つにしても、40%を最近何か財務大臣が自給率を下げるだなんてとんでもないことだというようなことを言っているようでありませけれども、しかし、こういったことを積極的にやってきた、そのことによって、豆、小麦等々のそういったものが自由化によって、どれほど影響を受けたのかということを考えていくと、やっぱりこれも一つの農家の離農や人口減にかかってきた。

3点目、まずは国鉄の廃止であります。同時に、大店立地法ができてくる。そして郊外

店ができてくることによって、私どもの中小の小売店等々が非常に厳しい。それから国が積極的に農協合併を奨励してきた。8農協あったのが1農協になってきた。そのことによって今考えたって農協の職員は家を訓子府では建てないわけですよ。そんなこんなを抱えて考えてみると、こうした国の大きな政策の中で人口減社会というのは起きてきた。こういうことに増田さんの「地方消滅」のこの本を読んでも一言も書いてない。ここがやっぱり一つは問題なんではないかなというふうに思います。それから地方消滅論で言っても、もっと問題なのがあります。自治体がなくなるだなんていうのはですね、例えば人口が半分になったから自治体がなくなるわけがない。それはなくなるとすれば合併の議論をご存知だと思いますけれども、議会と町長が、隣の町と合併することによって、訓子府町をやめましょうということでない限りはまずない。300人になっても、400人になっても自治体はあるわけです。だからそこを勘違いしてもらったら困る。

それから、子どもが少ないということが、あたかも女性が悪いようなものの言い方してるし、このこともやっぱり気になっていますし、それから、答弁でも申し上げましたように、やっぱりその振興策として子育て支援とか、いろんなこと言ってるけれども、拠点都市、すなわち中心的な中核的な都市を中心にして、政策を打っていく必要があるんだと。効率的なことをやらなくてはいけないということでもあります。すなわちうちの町でいったら、北見だってまだ10万人少々ですから30万都市のそれらを中心にして財政投資をしていかなければいけないということですけども、じゃあ近隣の町村どうなるのかという点でいくと非常に極めて大ざっぱなもの言い方というか、増田さんのこれについては、会う機会があったら1回議論してみたいなと思っています。彼の本の最後の中でも書いてますけども、これでなえてはいけないと言っているわけです。十分なえるような話をされているわけですけど、これらに対して、町村会等々も非常に危惧を感じています。そして、日本創成会議を受けて、この石破さんを中心とする内閣官房の「まち・ひと・しごと創生本部」等々の考え方で気になることも何点かあります。それは、やる気があるところを認めると。誰がそれを評価するのか。1, 700何ぼの自治体がやる気のない自治体なんかはないですよ。やっぱり僕はそれは上から目線だっていうふうに言ってますから。これの考え方というのはやらなきゃだめだし、彼自身が、内閣総理大臣が大臣になったら指示書ももらうはずですよ。その中に石破さんは、道州制の推進本部長をもらっているはずなんです。すなわちいつも言っているように、5年後の中に地方自治体の再編成と道州制を導入していく役割を持っているということを考えていくと、やっぱり消滅論や農村消滅論ということは、やっぱり現実のものとしてこれから起きてくる可能性があるということですから、全国町村会も北海道町村会もこれらに対しては非常に慎重にやっぱり反対もしていますし、意見を全国的なレベルで展開しているというのが本当のところですよ。私の立場からいうと、こんな状況の中で、訓子府町なんかなくなったら、たまったもんじゃないというふうに思っております。それで、とはいっても、3千億か、4千億かわかりませんが、創生本部の予算を持っています。そして、総合計画は義務化はなくなりましたが、これらは、ビジョンをつくらなくてもいいとはいいながらも、一定の支配といいたし、一定の権限を持って予算投入してくると。これはやっぱりいただくものはいただくという考え方を僕は持っていますから、換骨奪胎、肉を切らせて骨を切るといいたし、やっぱりもらうものはもらうと、そこは私ども職員も含めて、したたかにやっぱり状況を見

極めながら国に対してこの創生本部のビジョンをつくれというならつくります。しかし、本質を踏まえながら、やっぱりもらうものはもらうと、まず第1弾は明日、管内町村会で一定の管内の方向をまとめますから、それを提出します。道町村会でまとめて全国町村会で政府に対して全国の自治体がこういうことを考えているということを要請することがまず第一義的に始まっておりますので、これらの状況を踏まえながら、的確に町の将来のために頑張っていきたいと、頑張らなきゃいけないというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういう方向で頑張っていたきたいんですが、やはりこの「まち・ひと・しごと創生」の問題、地方創生論のやっぱり根本には、自治体を競わせて、そしてそこに選択と集中ということを加味しながら、地方を元気づけるというふうな政策を打ち出しているわけでありますけれども、やはり言おうとしていることと実際これまでやってきていること、あるいはこれからやろうとしていること、先ほどもちょっと話がありましたように、そのTPPあるいはFTAをやって、日本の農業や食料の問題、あるいは医療や保健の問題含めて、大きく変えようとしていることが現実にもう進めていると。

あるいは農政、農協改革のように着実に次年度以降、年明け早々にも、そういった法案を今準備しています。そういうふうなことをやりながら地方創生なんていうのは本当にあり得ない話だということは、もう本当にそのとおりでないかなというふうに自分自身も思っているところです。しかし、現実にかこうかたちで打ち出されて、それにどう町が向き合うかという、今、先ほども町長からビジョンをどうつくっていくのかというのが非常に自治体として大事なことに、そういう時期になってくるんですが、今最後の質問になりますけれども、そういう中で、ビジョンをしたらどういふかたちでつくっていくのかという、そのつくり方、あるいは向き合い方でちょっと質問させていただきたいんですが、確かに人口減少というのは、これは大変なことだなと私も思っていますが、ただそれに振り回されるのではなくて、これは一つのやっぱり警告というか、そういう段階でとらえてもいいのかなというふうには思っています。そして、そういう中であって、この訓子府をどうしていくのかという議論というのは、あくまでもやはり町民参加型というか、いわゆる住民自治というか、そういう視点というのは非常にこれからの政策づくり、まちづくりに対して、こういう大きな方向が出された、いわゆる地方が消滅するんでないか、あるいは新たな合併がくるんでないか、あるいは拠点都市構想の中で、置いてきぼりにされる自治体が、いわゆるそのまま投げられちゃうというふうなことにならないためにも、それに対抗するためにも、どういふまちづくりをするかという、そのつくり方が非常に求められていくんでないかなというふうに思っているところです。それを考えた時に私としては例えば、まちづくり基本条例、あるいは自治基本条例といいますか、そういう議論というのが必要になってこないのかなというふうに思っているところです。やはりこれは、条例はつくったからそれで町が活性化するとか、未来に向けてすばらしいものになるって、条例つくっただけではあり得ないんですが、やはりきちっとした道筋といいますか、町民の方々含めて、行政も含めて、議員も含めて、それぞれの新たなまちづくりに対して大いに声を発揮しながら、町民の声なり、そういう役割を発揮できるようなものをやっぱり形式化するという、そういうことが結構大きな力になっていくんでないのかなというふうに思うん

ですが、誰が町長になっても、誰が議員になっても、そういう方向で訓子府のまちづくりを考えていきたいと思いますという、そういう部分というのは、やはり先ほど町長の答弁にもあったように、500人でも600人でもの人口であっても、町が議会があって行政がある限りはやっぱり町なんです。そういう意味も含めて、今求められていくんでないかなというふうに思いますので、その点について、どうビジョンをつくっていくかということと、それに関連して、そういうものがますます必要になってこないかというふうには思っていますが、その点について、どのような考え方でいるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は東京で新聞の道新の取材に応じて、創生会議、ある一面では期待したいと。それは、地方の振興に真になるのであれば期待したい。しかし、TPPがもし際限なくとおるようなかたちになれば、地方創生どころの話ではないというふうな書き方をしました。今もその考え方は変わりありません。ですから、それは一方でTPP断固反対している全農やホクレン等々の組織に対する改革案も示されているようでありすけれども、太田原高昭先生が最近の本で「農協の大義」という本を出しました。読ませていただきましたけども、まさにそのとおりだという感じがしていますので、農協も行政も含めて、基幹産業である農業を守り発展させていくということをやっぱりこれからのまちづくりの基本にすえたいと思います。そこで、お尋ねの創生会議に対する向き合い方の問題であります。私は住民本位といいたいでしょうか、住民主体のまちづくりというのがやっぱり住民自治を基本とする団体自治というのが基本ではないのかなと思っています。ですから、その点でいくと工藤議員がおっしゃるようにこれからのビジョンをどうつくるか。とりあえずは、明日提出する管内町村会に提出する、訓子府町は何が課題なのかということを一義的に入れています。これは18市町村というよりも15町村がすべてそのようなかたちで最大公約数として管内として何が必要なのかということ創生会議の中に提案していくということで一致しています。それから具体的にいった段階では、それぞれの町のビジョンを明確にしていくということですから、改めて議会や住民の皆さんのご意見を聞きながら前へ進めていきたい。

それから、住民基本条例のお話ありました。私の政策的にも住民基本条例の策定について、第一で上げさせていただきましたけども、まちづくり推進会議で年2回、3回の議論はしていますけども、そこには至っていません。昨日もお話をさせていただきましたけども、7つの約束の59項目のうちの5項目がまだ途中、あるいはやれていないということの一つに今、工藤議員指摘の住民基本条例というものがあります。これができるかどうかというのは、おそらく今期は難しいと思っています。いずれにしても、そういった基本というのは、これから必要になるというふうに私も考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 質問ということももうありませんけれども、いずれにしても今回のこういう問題の中で本来のやっぱり自治体の役割というのはどうなんだというのは、やはりもう一回そこに立ちいって、これと向き合うということが大事ではないかなというふうに思っています。やはり自治体としての役割である、その町に住む人たちの命やら暮

らし、あるいは福祉の増進という、そういう大きな役割が果たされないような、地方創生ではやっぱりいけないというふうに思っています。それと同時に、そこに産業政策も含めて、今本当に軽々に使われている市場原理的ないわゆる競争とか効率とかという物差しで、その町がやろうとしていることを取捨選択されると、いわゆる集中と選択というのはそこだと思っんですが、その中でいずれにしても外される、そこから除かれる部分というのも出てきますんで、そういうのはやはり避けるべきではないかなというふうに思っています。そういうものに対抗し得るためには、やはり町民の一人ひとりのやっぱり力、結集して頑張ってくんだという力をどう高めて、そして一丸となって、それぞれがやはり理解し合いながら進めていくかというのが、まちづくりの基本ではないかなというふうに思っていますので、ぜひそういった意味でも、条例をつくれればそれで済むという話じゃないというのはそのとおりなんです、必要なことでもあるんじゃないかなというふうに思っていますんで、ぜひそういう方向で検討していただきたいなというふうに思いまして、最後にもし何かあれば答えていただいで終わりにしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 原則については、工藤議員のおっしゃるとおりです。しかし、行政の運営は原則だけでは通じない。やっぱり金は持ってこなきゃだめですし、現状の政策を見極めながら、何とせようちの町に一つでも二つでも財源的なものを持ってこれる可能性があるなら、私は精一杯努力したいと思ひていますので、ここはご理解していただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

次は、8番、河端芳恵君の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。通告書に従ひまして、町長に伺ひます。

町民の健康寿命を延ばす方策について、町長に伺ひます。

高齢化が進み女性の平均寿命は86.61歳と、過去最高で世界一となりました。反面、急速な少子・高齢化に国の施策が追いつかず、素直に高齢化社会を喜べない現実があります。

増大する国民健康保険会計、介護保険会計の繰り入れなどの課題があり、健康寿命を延ばすための疾病予防、介護予防などの方策が求められています。

1、町民の健康管理と疾病の予防策をどのように進めますか。

2、胃がんを引き起こすピロリ菌の検査を実施するなどの考えはありませんか。

3、水痘の予防接種は平成26年度限りのようですが、次年度以降はどのように考えていますか。

4、若い人の風しんの抗体検査などの考えはありませんか。

以上、伺ひます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の健康寿命を延ばす方策」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「町民の健康管理と疾病の予防策の進め方」についてのお尋ねでございます。我が国の健康寿命と平均寿命の差につきましては、男性で約9年、女性で約13年と言われております。すなわち、この年数が介護などの人の手助けが必要となる期間となり、できうる限りこの期間を減らすことが重要であると考えられております。

健康寿命を延ばす方法としては「働くこと」を通して、一つ目に適度な運動、二つ目に規則正しい食事、三つ目に心の健康、四つ目に五感を使った感動、これらを自然な状態で満たすことが最善と言われておりますが、すべての人がその環境を手に入れることは不可能と言わざるを得ません。

町の高齢者の健康維持につながる公的サービスにつきましては、教育委員会での社会教育事業や、社会福祉協議会による事業など多方面に及びますが、特に保健行政サービスの取り組みにつきましては、特定健診やがん検診、健康・栄養相談事業による生活習慣病予防や、感染性の発生とまん延を防ぐための各種ワクチン接種などを実施するほか、介護予防事業にも積極的に取り組んでおり、高齢者ができうる限り自立した生活を送ることができるよう、各種の事業を進めております。

今後の町民の健康管理と疾病の予防策の進め方につきましては、国や北海道の施策はもちろんのこと、近隣市町村の先進的な取り組みも参考にしながら、本町の住民ニーズに合致した保健行政サービスの構築を目指したいと考えているところであり、その実行につきましては、現在、策定作業を行っております第2期訓子府町健康増進計画の推進方法に基づいて、効果的に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「胃がんを引き起こすピロリ菌検査の実施の考え」についてのお尋ねでございますが、ピロリ菌感染者が必ずしも胃がんになるわけではありませんが、ピロリ菌感染による慢性胃炎が長く続くと胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの消化器疾患が発症する可能性が高まり、一部の人胃がんになるとも言われております。

ピロリ菌は、食べ物や飲み水から感染する経口感染が中心となっており、日本の場合は衛生環境が十分整っていなかった時代に生まれた方の感染率が高く、50歳以上の約80%の方はピロリ菌を保有していると言われておりますが、現在は生活環境が改善され、幼少期の家族内での感染程度と考えられ、生活習慣も衛生的に変化してきたため、ピロリ菌保菌者は減少傾向にあり、現在は国民の約半数程度の感染に減少しているところとされております。

ピロリ菌の及ぼす影響としましては、ピロリ菌の存在だけなら症状が出ることはないと考えられており、ピロリ菌が原因で何らかの病気が発症した時のみに症状が出ると言われており、これは保菌者の約3割程度と考えられ、残りの7割の方は「健康保菌者」「無症候キャリア」と呼ばれ、ピロリ菌に感染した状態でも何の症状も現れません。

ピロリ菌検査の管内市町村の実施状況としましては、一般の方を対象としての実施はないと聞いておりますが、現在道において道内の市町村の実態調査を始めたところであります。

ピロリ菌検査の町での実施につきましては、検査体制などの環境整備や、検査結果による対処方法等の関係もありますことから、少なくとも国や道の市町村に対する支援などが必要と考えておりますので、今後、近隣市町村の動向も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「水痘の予防接種は平成26年度限りのようですが、次年度以降はどのように考えていますか」のお尋ねでございますが、水痘ワクチンの予防接種につきましては、予防接種法の改正によりまして、本年10月1日から今までの任意接種から定期予防接種に移行されており、1歳児と2歳児を対象に接種を行っておりますが、平成26年度限りの経過措置としまして、3歳児と4歳児も対象者として行っております。接種対象者の1歳児と2歳児に対しましては、来年度以降も公費で接種が受けられることとなっておりますのでご理解願います。

次に、4点目の「若い人の風しんの免疫検査などの考え」についてのお尋ねでございますが、風しんの免疫を保有していない女性が妊娠中に、この疾病に感染しますと、胎児が、白内障や先天性心疾患、難聴を主な症状とする「先天性風しん症候群」になる可能性があることから、その発生を防止するための対策として、北海道では今年度、妊娠を希望する出産経験のない女性や、風しん抗体ができない女性の配偶者、並びに同居者等を対象に、風しん抗体検査費用の助成を行っております。

なお、町としましては、今後の風しんの流行状況や北海道の助成状況等を注視しながら、対応等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで昼食のため、休憩いたしたいと思います。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 先ほど、細かくご答弁をいただきました。その中で、健康寿命と平均寿命の差、男性で9年、女性で13年ということですが、今これをいかに平均寿命に近づけるかということが、医療も介護の負担を減らすということでも、大きな役割を果たしていると思っておりますが、その中で介護予防について伺います。今、介護予防のことで、介護予防サポーターを養成しておりますし、また、65歳以上の介護認定を受けていない人を対象に16回にわたって介護予防の講座を開いたりしておりますが、これの効果と、とても好評だったと思うんですが、これを継続、どのように、また今後、この事業を進めていくか伺います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、介護予防事業について、やっている状況を今後どうするかということでございますけれども、ますます高齢者の方増えてきますし、増加する傾向にある中で、やはり何といたっても、いつまでも健康で元気でいられるということが、やはり本人のためにも大変いいことでございますし、当初質問でございます医療費う

んぬん等にもとてもいいことですので、今後ともそういうことはどんどん進めていきたいと思っておりますけども、今の介護予防事業、年間16回ということでははっちゃき塾をやっています、それが終わった後、そのままになりますと、また閉じこもりになってしまうので、はっちゃき塾卒業生の集いということで、また経年的にやっていく、月1回の会合をして、やっていただいておりますけども、今までもですね、今うららのほうでやっていたけども、人が増えたということで、日出でもやっているということでございますので、その部分についてはまださらに進めていきたいということでございますし、今それとあわせて各町内会でもふれあい交流会というのを進めていただきまして、その中でいろいろ介護予防事業も取り込んでやっていただいております。その中に町の保健師も入って一緒に進めていきたいと思っておりますので、そういうことも車の両輪でないですけど、そういうこと含めてですね、多種多岐にわたって進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私も先般、介護予防サポーター養成講座に参加させていただきました、とても参考になりました。サポーターになるという以前に、自分が介護予防の考え、学習ができたということが大きいかなと思いますので、こういう事業は、養成講座も含めまして、ぜひ継続していただきたいと思います。

そして今、はっちゃき塾ありましたけれど、あれは送迎をされていましてね。福祉保健課の職員の方と社協の方だと思いますが、送迎をされておりました。そういうことも参加できる大きな要因ではないかなと思いますし、また、当初の運動能力から、また回数を重ねた中でどのように変化したとか、気づきだとか、いろいろな指導がありますので、ぜひ、この講座ですか、こういうものは継続的に続けていただきたいと思います。

がんについてなんですが、やはり、がん予防、今、死亡原因の中で一番多いのが、がん、あと心疾患、肺炎ということで、がん検診に対して、かなりいろいろなお知らせもきておりますし、節目でがん検診を呼びかけているということでありまして、がん検診について、例えば、大腸がんでしたら、節目の40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と、毎年節目検診というのをしていると思うんですが、こういうものの受診率は、どのようになっていますか。

それからもう1点、本年度から働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業ということで、子宮頸がんの検診と乳がん検診、これも年齢、節目で受診クーポンを配ったり呼びかけているようですが、受診率というのは、まだ年度末になってないからわからない部分もありますけど、その効果というんですか、それはどのようになっていますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今の節目の受診率がどのくらいかということですが、検診ですね、節目の部分というか、全体のデータしか今持っていないんですけども、胃がん検診で言いますと17.9%、肺がん検診で言いますと20.4%、大腸がん検診で言いますと20.4%、子宮がん検診で言いますと9.5%、乳がんで言いますと9.2%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今まで、いろいろな呼びかけをしたりして、検診を受けてくださいということと呼びかけしておりますが、この今、上げられた数字は、上がってきているんでしょうか。それとも横ばいとか、いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、胃がん検診等の状況がどういうふうな受診率になっているかという、状況はどうかということですが、年によってばらつきがありますので、はっきりわかりませんが、大体は横ばいです。例えば、胃がん検診で言いますと平成23年度が19.4%、24年度で言いますと18.4%、25年度、先ほど言いましたけど17.9%、ちょっと下がっておりますけども、逆に肺がん検診で言いますと、23年度は19.4%が25年度で言いますと20.4%ということで若干上がって、大体横ばいか前後しているという状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これ一度受けると継続的に受けられるケースが多いと思いますので、きっかけになれば案外継続して受けることができるのかもしれないので、やはりいろんな呼びかけ、周知方法などをもう少しわかりやすくしてお知らせして、検診率を上げていただければと思います。何かそのような、今の周知方法、あとやはりなぜがん検診が必要なのかとか、そういう周知方法何かについて、今、何か工夫なり考えていらっしゃいますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、がん検診の周知方法は何か考えていますかということですが、現状ではいろいろ広報うんぬんということで、一般的にはさせていただいておりますけども、誕生検診等については直接ダイレクトで該当者に送らせていただいております。また、今年、皆様のお手元にもいったかと思っておりますけども「わが家の健康カレンダー」ということで、検診全般のですね、1冊保存版ということで4月にさし出してもらい、これにすべて載っていて、わかりやすく、ちょっと字が小さいんですけど、いってる部分もありますので、そういう保存版で見ていただくことと、さらに、健康推進委員さんを各地区から出していただいておりますけども、その方からのご協力もいただいておりますね、チラシを配っていただいたり、声掛けをしていただいたりということしておりますし、町の保健師からも直接窓口に来たときに話をさせていただいたり、また対象者は受けていただきたい方には電話で勧奨したり、いろんな方法でできるだけ受診につながるように作業をさせていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） せっかくいい制度がありますので、ぜひ周知をして、多くの方が受けられるように、よろしくお願ひしたいと思います。

今、訓子府の高齢化率が今34%ですね。これから、2025年、団塊世代が後期高齢者になる、その時の予想として、訓子府の高齢化率41%となっております。また今65歳以上の要介護認定を受けている方が16%、そのうちの10%が認知症、これからますます介護予防、疾病予防に対する施策が必要だと思っておりますので、今いろいろな施策について具体的にお伺いしましたが、これからも一層、健康寿命を長くできるような施策、また、

きめ細かな指導と勧誘ですか、そういうことをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、介護予防、生きがいづくりということで言ひますと、社会教育、社会体育、一緒に共同でいろいろな進め方もあると思ひますが、後で社会教育のほうでお伺ひしますが、そちらとの連携とか、そういうことについて、福祉保健課のほうでどのように考へておられますか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、社会教育課との連携をどのように考へているかということでございますけども、やっぱり健康の部分については、やっぱり福祉保健課だけではなく、いろいろなところの協力を得ながらですね、全般的に進めていかなければいけないという認識でございます。社会教育課との連携も昨年度か、以前からもやっておりますけども、例えば健康まつり、今年の冬にやっておりますけども、連携してやっておりますし、今年の若がえり学級の中でもですね、介護予防教室を取り入れて、保健師も参加させていただいてですね、いろいろなところでですね、今後連携していこうということできてますし、これからもさらに広げていきたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 先ほど風しんのことでお答えいただきましたのに、ちょっと抜かしてしまいました。この風しんの抗体検査についてですが、これは患者の約7割は男性で、それも20代から40代の方が80%ということですし、妊婦さんが妊娠初期にかかると先ほどおっしゃったような「先天性風しん症候群」で、さまざまな異常が出る場合もありますので、今、抗体検査は、いろんな医療機関あると思ひますが、約8千円くらいでできるとも聞いております。それで、19歳以上、妊娠を希望している女性、また、その配偶者ですか、結婚されたときに一応こういうことも検査受けたらいいですよとかそういうようなお知らせというか、そういうことは今までありましたか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、抗体検査の周知方法どうでしょうか、どうなってますかという部分でございますけども、町長の答弁のほうにもありましたけども、道のほうで実施しているということでございますので、道のほうからもそうですし、うちの町のほうからも広報誌のほうで抗体検査実施について促してございますので、そういった中で受けていただいているものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） やはり、この町で元気に一生を終えたいと思っている方がほとんどだと思ひます。そのため子どもが産まれる前から一生を終えるまで、やはりいろんな見守りなり、施策が必要だと思ひますので、今までいろいろなお話伺ひましたが、これからもそういう方向でお願ひしたいと思ひます。

あと、やはりいろいろな施策があるんですが、なかなか周知、対象になる人にそれがきちんと伝わらないというか、そういうこともありますので、やはりいろいろなことを適切に周知・お知らせできるようなことも考へてほしいなと思ひます。これについて。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、周知方法を工夫してということでございます。

けども、そのとおりだと思いますので、今後ともできるだけ皆さんがわかりやすく、わかるようにする周知の方法を考えていきたいと思っていますし、今回のがん検診の個人通知については、カラー版でわかりやすくということで周知させていただいて、結構受診の方も結構来ているという状況でございますので、さらに工夫して周知できるように努めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 次の質問に行きます。

社会教育の充実をどのように進めるか、教育長と町長に伺います。

高齢化社会になり、人生の終わりをどのように迎えるかは、誰もが抱く課題です。

そのためにも「社会参加を促し、生きがいつくり」を目指す社会教育の果たす役割はますます大きくなっています。

女性の社会参加が進んでいますが、一方では、訓子府町でも以前は多くあった女性の団体も少なくなり、女性交流会も思うようにできなくなりました。

1、特に成人の「社会参加を促し、生きがいつくり」をどのように進めますか。

2、平成22年、男女共同参画基本計画について伺ったときに、「女性の力を高めることが必要で女性の奮起を促す」旨の発言がありましたが、この間、どのような方策をとりましたか。

3、この計画を平成28年度をめどに策定するとのことでしたが、どのように進めていきますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「社会教育の充実をどう進めるか」について、3点のお尋ねをいただきましたが、1点目と2点目につきましては、私からお答えをいたします。

まず1点目の「成人の社会参加を促し、生きがいつくりをどう進めますか」とのお尋ねでございます。

現代社会においては、人々の価値感やライフスタイルの変化、少子高齢化や家族形態の変容など社会経済環境が大きく変化しております。

このような中で教育委員会としては、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応するため、ライフステージに応じた「公民館講座」「はぐくみ講座」「男女共同参画講座」などの社会教育事業の開催や、町民による地域おこし活動を支援する町民税1%活用制度である「まちづくりパワーアップ特別対策事業」の「わくわく地域づくり活動支援事業」により、団体やサークルの設立や支援の充実を図っているところでございます。

また、今年度の新規事業として町内のさまざまな活動の実践発表の機会と社会参加の喚起を目指した「くんねっぷの未来づくり大会」を2月に実施することで準備を進めているところです。

さらに、中高年と青少年の交流を行っている「学校支援ボランティア」の活動や新規事業の「通学合宿」では、世代間交流を通じた社会参加と生きがいつくりが図られるという成果を上げているところです。

今後もライフステージに応じたさまざまな学びの機会を通じて社会参加の充実を図ってまいりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

次に、2点目の「男女共同参画にかかわり、女性の力を高めることに対する方策について」のお尋ねでございます。

多様化する社会の中で、女性も男性も性別にかかわらず、その個性、能力を十分に発揮できる社会を形成することは、地域や社会全体にとっても重要なことであり、女性の能力を発揮し、子育てなどの経験を生かし、多様なキャリアを積み上げていったものを社会に生かしていくことが望まれています。

男女共同参画につきましては、さまざまところで取り組みを行っておりますが、社会教育の分野で女性にかかわる学びの場としては、昨年度、町内の女性を中心とした団体・サークルの活動発表の場として「女性交流会」を実施したところです。参加者の感想として「各グループの名前は知っていたが、活動内容を知ることができてよかった」「頑張っている方の活動を改めて知った」「町内の女性団体の活動をわかりあえてよかった」「いろいろなグループの活動内容を聞くことができ、刺激を受けた」など好評であり、それぞれ個々で活動を行っている団体サークルなどの情報共有の場として、つながりを持てたことは、一定の効果があったと考えております。

今年度はこの女性交流会をさらに拡充して、数多くの町内の個人や団体活動の発表の場を設け、交流の場や団体や個人同士がつながる場として実施したいと考えております。

また、昨年度の産業後継者研修には初めて女性のグループが参加し、研修先から学んだことを生かしさまざまな形で自主的な活動を展開しているところです。

ここ最近では、子育てや食育、地産地消など、新たな活動が見られ、女性によるサークル化が図られ、趣味を中心とした文化活動やボランティア活動が活発に行われてきており、徐々に女性の力が高まってきていると認識しているところです。

今後もさまざまな学習や研修の機会を設け、より多くの女性の力が高まり、元気なまちづくりにつながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3点目にお尋ねの「男女共同参画基本計画の策定」につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

この計画策定については、平成22年第4回定例町議会で申し上げたのは「平成28年度を終期とする町の第5期総合計画に『男女共同参画基本計画を策定する』旨明記されていることから、行政の姿勢として住民に意識高揚を期待し、計画化を進めていくのが正しいのではないかと。また、一方で、民間も含めた職域、学校、地域、家庭など、あらゆる分野で、いろいろな立場からお互いに責任を担い、協力する責務も意識すべきものであり、個人や企業などのコンセンサスがなくて実効性の伴わない計画となってしまう恐れがあり、たとえ、計画が策定されていなくても男女共同参画社会の推進を阻害するものではなく、町民活動の促進、意識の高揚を期待し、地域社会全体の盛り上がりの中で計画化を進めていくべきである」とお答えをさせていただきました。

議員におかれましても「計画はつくればいいというものではなく、計画をつくる以前に男女共同参画の考え方を町政に反映すべき」と今後のまちづくりにあたってのご示唆をいただいたところであります。

私は町長に就任以来、町民が主役のまちづくり、町民本位のまちづくりを基本理念とし

て町政の執行にあたっておりますが、そのことは、子どもからお年寄りまで、男女を問わず、障がいを持った方々も含め、すべての町民がまちづくりに参加していただくことであり、機会あるごとに皆さんに呼びかけてまいりました。

また、古い慣行にとらわれた社会的性別に固執することなく、男女それぞれの視点を大切にすることが、豊かな地域社会の実現につながるものと認識しており、行政面でも行政委員会における女性委員の委嘱、女性職員の管理職登用など、女性の考え方や感性を十分発揮いただき、町政に反映されるよう努めているところであります。

町内の動きをみても、ボランティアや子育て支援活動だけではなく、女性グループによる食育活動、街中でのイベントや芸術公演の開催など、さまざまな分野で多くの女性が活躍しており、また、家族経営協定などによる女性の経営的地位向上と就業条件・環境の整備が図られるなど、男女共同参画社会の土壌が広がりつつあります。

第5次総合計画策定当時から10年を経ようとしており、社会の態様は変化しつつあります。時代とともに、男女共同参画の考え方も徐々にではありますが、浸透しつつあることも事実であります。

男女共同参画基本計画については、国、北海道で既に策定されており、果たして本町の地域に限定した計画が必要なのか、計画区域が狭まることによって、特定事業所などの負担を招くことにならないか、計画的に実行すべきプログラムがあるのか、計画策定が必要だとすればその根拠は何かなど、そうしたことを十分に検討していかなければなりません。

お尋ねのありました男女共同参画基本計画については、現時点では具体的な取り組みを行っておりませんが、現在策定中の社会教育中期計画の中でも男女共同参画社会の学習推進などを取り込む予定となっており、当面は、国・北海道の計画を基本に、男女共同参画社会の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上、教育長が答弁された1、2点と私の3点についてのお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 教育委員会と町長のほうからお答えをいただきました。町長が就任してこの8年間で男女共同参画基本計画はなくても、子育て支援、働く女性のための保育時間の延長や子育て支援センター、児童センターなどの設立もありましたし、いろいろな方面で女性の進出を、社会参加を促すようなサポートの施策がありました。またあえて伺いますが、委員会、審議会にどれだけ多くの方が、女性がこの8年間のうちに増えたか、お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、ご質問のありました委員会、審議会等ということで、どの程度ということですが、町長が就任前といいますか、ちょっと今、平成22年と比較したものしか数字持っていませんので、それと比較させていただきます。

平成22年度で対象団体数33団体で、女性の登用されている団体というのが22団体、役員数の計ですけれども、その33団体の合計ですけれども274名で男性が157、女性が117名で、女性が42.7%、それから、平成26年12月現在で申し上げますと女性の方が登用されている団体数が22団体から24団体に増えて2団体ほど増えています。それから役員数ですけれども、これ282名、現在おまして、男性154名、女性128

名ということで、45.4%ということで約2.7ポイントほどですけども、若干ですけども増加しているという状況になっております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） それは本当に女性が声を、自分たちの声を出す場をそれだけ広げていただいたという努力は本当に頭が下がります。あらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%になるようにという目標値がありますが、やはりそれに向かっては、急に重要なポストというのは難しいんで、いろんな審議会、委員会、いろいろな場に女性が参加して、その中から学習しながらいろんなポストに登用されるということが必要なのかなと思いましたので、あえて委員数の増加について伺いました。

先日、若い女性のグループ、昨年ですね、研修に行かれた女性のグループ、野菜倶楽部がさまざまな発展をして、いろいろなイベントを起こしたりしておりますが、やはりこういう若い人を育てて、そして、いろいろな場に生かしていく、活用する、これは今までの社会教育の中で大きな実を結んだものだと思いますし、これからもいろいろな場で、女性だけに限らないんですけど、若い人がいろいろな研修なり、いろいろな目的に向かって参加できるような、いろいろな施策もこれから考えていただきたいと思います。先日、この町の子ども支援について聞いてみようということで、おむすびの会のお母さんたちが企画された催しがありました。そのとき、いろいろな面で幼稚園、小学校、子育て支援センター、子どもを育てているお母さんと学校の先生、高齢者、いろいろな方が集まる機会があって、そこでいろんなお話がありました。そのとき、社会教育のあり方としては、いろいろな年代を巻き込んだ、この町をどういうふうに、自分たちがどういうふうに生きて、どういうふうに自分たちができるか、そういうような共通理解を持つような社会教育というのが必要なのかなと思います。それについて、この前の研修はとても実りの多いものだったと思いますので、やはりいろんなサークル、いろんな集まりを教育委員会側としても、これからも支援して、いろいろな芽を育てていってほしいなと思います。そこで今、特に成人の社会参加と生きがいづくりを進めることでお答えがりましたが、これについては、もう少し具体的にどのように進めるか、考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） ただいま、成人教育についての具体的にということのお話がありました。まず、今年度、成人事業につきましては、訓子府の未来づくり大会、これ新規事業ですけど、訓子府の巡回講座、女性共同参画事業として、女性交流会、あと公民館講座、はぐくみ講座、わくわく地域づくり活動支援事業というようなかたちの柱で行っております。具体的な事業といたしましては、訓子府の未来づくり大会、これ新しい事業なんですけれども、これは町民共通の地域課題や生活の課題について、その課題の解決に向けての方策を探るなど、地域の力を高めることを目的に、訓子府の未来づくりについて学習する場として、訓子府の未来づくり大会を開催したいと考えております。具体的には今年度につきましては、来年2月に開催する予定で現在準備を進めております。今回は町内会で独自に行われております高齢者ふれあい会など的高齢者の交流事業に視点を置きまして、地域の高齢者のふれあい交流をどう進めるかということテーマに実践地区の交流や情報交換、また、実施地区の広がりなどのきっかけづくりにつながればということで

考えております。また、訓子府の巡回講座につきましては、地域の生活課題等の解決の学習、趣味講座などについての講座をもちまして、地域を巡回しながら、改めて地域課題の掘り起こしに努めるとともに、次の学習につなげるというようなことで事業を展開していきたいと思っております。これにつきましては、地域に職員が出向いて直接生の声を聞きながら、今後の事業展開に生かしたいというねらいがあって原課で実施している巡回介護予防教室などにも同行させてもらって、各老人クラブを訪問して意見などを伺ってきております。以上、そのようなかたちでいろいろな事業等実施する予定でおります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これは以前、町民憲章の集いがありましたけど、それをいろんな今の時流にあったように、訓子府の何が課題かとかそういうことを皆で話し合っただけで共通課題を見つけ、それをどういうふうに分かちでどういうふうに分かち、何ができるのか、そういうことを考える機会かなと思っておりますので、この取り組みをきちんと実のあるものにしていただきたいと思っております。それで今キーワードとして、社会教育のキーワードとして、やはり、この町で安心して暮らせる、一生を終えるためには、自分たちが何ができるか、生きがいとやりがいとそれは健康も精神的なことも含めて、これはまちづくり、自分たちがどういうふうな町にしたいのか、どういうふうな、何ができるか、そういうこともみんなで考えていくようなことが大きな社会教育なのかなと思っております。それでいろいろな場で困り感のある、子どもの支援なんかでは、困り感のあるお子さんの支援をどうするかということですが、やはり高齢者、障がいを持った方、それぞれの困り感を皆でどのようにカバーして支えていくかというのが、大きな課題だと思います。それについて、やはり社会教育がそういうものを醸成するというんですか、そういう、町民一人ひとりに自分なりの役割なりを自覚するというんですか、考える機会を与えてくれるのが社会教育だと思います。これからますます高齢化になりますし、その中で社会教育の果たす役割は大きいと思っておりますので、それに向けて今一度これからの社会教育、ここをもう少し頑張っただけでやりたいとか、そういうことがありましたらお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 河端議員のほうから、今のうちのこういう小さな町でも起こりうるというか、今の現代社会の中での現状をお話をいただいたところでございますけど、私も社会教育の重要性というところでいえば、まちづくりの一翼を担う部分だと認識しているところで、社会教育の担当とも話している中では、これからの社会教育の中でいうと、今まさに、さまざまなつながりが希薄化している現状の中で申し上げますと社会教育の中では、そういうところの意識の醸成とか研修を含めた学習機会の提供を含めて、人とのつながりや、また、団体と団体のつながり、また、世代と世代のつながり、そして、地域と地域のつながり、そのような中での社会教育の役割の中では、コーディネーターというんですか、そういう調整役を担うのが社会教育ではないかということで考えているところでございます。さらに、社会教育だけでは、そのことを解決できない問題もありますので、今後、福祉や子育ての分野と連携しながら、さらなる町民の社会参加や生きがいづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今の教育長のほうから連携というお言葉がありました。これはす

ごいキーポイントだと思います。町の福祉政策、子育て政策、いろいろなところ、それと連携して自分たちの町をどういうふうにしようかということを考えるきっかけっていうんですか、そういうことを社会教育のほうで、より一層町民の意識を高めるというんですか、やはり自分たちの問題なんですね、何でもね、そういうことで、ぜひ高齢者や成人、いろいろな年代にあった社会教育のあり方というのがあると思いますので、それぞれにより一層の実のある社会教育を実現していただきたいなと思います。

今、災害何かあると自助・共助・公助ということがいわれておりますが、そこに今「近助」、近い、助けるっていうんですか、それは長野でこの前大きな地震がありましたけど、隣近所が助け合って、やはり死者ゼロになったっていうのも、やはりこれからのキーワードは、そういうものをどういうふうに考えを町民に醸成していくかということが、社会教育の大きな役割かなと思いますので、いろいろな施策なりアイデアを出していただきたいと思います。これについて、教育長、何かありますか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 災害にかかわる部分での自助・共助・公助を含めて、その中に近助ということが身近な中で入らなければ、それぞれの生活ができないというか、日常生活を送る中での社会参加ができないという言葉でございます。まさにそういった中では、自分だけではできないことは、やっぱり他人に頼らなければならない部分もありますし、人と人との助け合いの中で、そういうコミュニケーションも生まれるということであれば、その辺も含めた、今後、社会教育に限らず、まちづくりの中で皆さんが安全で安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） この町にずっと住みたいと思いつつも、やむない事情で、この町を去っていく方もおります。そういう中で、やはり地域で見守り、困り感のある人を地域で見守っていくという、それはいろんな課がまたがる施策だとは思いますが、その中で社会教育、生きがいつくりも含めて、社会教育、いろんな、生涯スポーツ、先ほどありました介護予防、いろいろな分野をジョイントしてというか、コラボしてやはり社会教育もその中で頑張っていたいただきたいなと思いますので、横の連携もとりながら、いろいろ進めていただきたいと思いますが。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まさしくそのようなかたちで、先ほど、福祉保健課長がお答えしたように、介護予防も含めて、今まさに高齢化社会を迎える中で、そのような中で役場全体というか、町全体が連携しながら、皆さんが安心して生きる社会に向けて、連携して努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午後2時ちょうどまで休憩をしたいと思います。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

最後になります一般質問、次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今後のまちづくりの方向について、町長にお尋ねいたします。町長として2期目の最終年になり、今後の訓子府町の方向についてもいろいろなお考えをお持ちのことと考えます。その中から「人口を増やすため」の方策、そのための訓子府町の将来への方向性について考え方を伺います。

以前にも企業誘致や格安分譲の考えはないかとお尋ねしたことがありましたが、その考えはないとのお答えが返ってきたことを思い出します。

今、住んでいる町民にやさしく思いやりの町にしていけば町を離れる人もなく、子育てしやすい町には若者が住みつく、それらが対策の一つだとのお話もありました。確かに訓子府町のここ数年間の人口の減少は他町村と比べても、その効果があり、微減の状態であると思われまます。

しかし、最近出ました国の予想の中で言われていました2035年には3千人前後になるんじゃないかという予想も現実の話として考えていかなければならないと思います。そこで新しく「住んでもらえる人」を増やすためには、どのようなお考えをお持ちなのか何点かお尋ねします。

一つとしまして、町長として「住んでもらえる人」を増やすことの必要性についての思いをお伺いします。

二つ、今後「住んでもらえる人」を増やすことの方策として、何かお考えなのか、お考えをお伺いします。

三つ、訓子府町ではないと思いますが、各市町村で行われています都会からの移住についての、そういう増やし方のお考えをお伺いします。

四つ目としまして、今後、企業誘致についてのお考えはどうなのかお伺いします。

五つ目としまして、町内で活動している「かんぞう」の栽培というのがありますが、将来有望な地場産業としての可能性を私は感じていますが、このことについては、どのような思いがあるのかお伺いします。

六つ目としまして、日出地区に、これは前にもお伺いしたことがあります。再度お伺いしますが、日出地区への土地分譲というような方法での人を増やすような方策についてのお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後のまちづくりの方向」について、6点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

議員からは、人口減少問題につきまして、昨年3月定例議会、今年3月定例議会に引き続きのご質問でありますので、回答が一部重複することもありますのでご理解をいた

だきたいと思います。

1点目に「町長として『住んでもらえる人』を増やすことの必要性についての思いを伺います」とのお尋ねでございました。

本町の人口減少、人口動態につきましては、以前に答弁させていただいた状況から大きな変化はありませんけれども、人口減少は日本全体の課題であり、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、平成52年には平成22年と比較して、全国で16.2%、北海道で23.9%減少し、本町では42.9パーセント減少、3,105人と予想されていますので、本町が突出して人口増加を実現する可能性は、社会、経済情勢からも非常に難しいことをご理解いただきたいと思います。

しかし、定住人口の減少は経済分野では消費購買力が低下することによる商業環境が大きく変化することや行政分野では国民健康保険、介護保険などの保険事業の負担増、町税収入等の減少に加え、人口を基準に算定される地方交付税の減少など財政規模の縮小、さらには、若年、生産年齢人口の減少は町の活力を大きく低下させることが考えられます。

特に労働供給力の低下は、既に町内企業の求人にも町内からの応募者がいないことで地方から雇用しているとお話もお聞きしているところでございます。

人口減少がもたらす経済、福祉、教育などの基盤を崩さないためにも定住人口の減少緩和が必要であり、そのために新しい住民を増やすことは最重要課題と考えているところであります。

2点目に『『住んでもらえる人』を増やすことの方策としてのお考えを伺います』とお尋ねでございました。

先ほど工藤議員の一般質問にありました「まち・ひと・しごと創生法」では、都市と地方の関係が全国的な政策の中で大きく動こうとしています。具体的な施策は別として、東京圏の人口集中を排除し、人口減少に歯止めをかけるという方針が法律に明記されたことは大きな意味があると思います。

都市と農村の関係は、農村から都市の時代から都市と農村の両立、さらには都市から農村の時代なのではないかと思っているところであり、そういう中では一人ひとりを大切に「住んでよかったと思えるまちづくり」を産業、子育て支援、福祉、教育などを中心に丁寧に進めていくことが重要なことと考えています。

3点目に「各地で行われている『都会からの移住』についてのお考えを伺います」とのお尋ねがございました。

2点目でお答えした「住んでもらえる人」を増やすことに関連しますが、全国、特に中山間地域の先進地では「地域おこし協力隊」「田舎で働き隊」をはじめ、短期移住や季節移住などが行われ、定住につながっている事例もお聞きしています。道内の「ちょっと暮らし」の平成25年度実績は80市町村で1,041件、2,264名となっています。

人が移動する機会は、大学進学、最初の就職、40代頃の転職・再出発、定年の四つの節目が考えられます。働く場と一定の収入があれば、都市圏から地方への移住をいとわない近年の若者の志向や中高年齢者の田園回帰現象などが影響していると感じています。

そういった社会情勢や全国的な人口動態の流れを変える政策が出される中、選択される地域となるよう医療、福祉、買い物をはじめとした魅力ある地域づくりが重要と考えています。

4点目に「今後の『企業誘致』についてのお考えを伺います」とのお尋ねでございました。

企業誘致につきましては、以前にもお答えしている考え方に大きな変更はございません。

最近の北見公共職業安定所の求人倍率が0.96であり、オホーツク管内では1.0を超えている状況にあります。就職希望職種は事務系が多く、単純労働や介護、看護職などといった企業が求める人材とのミスマッチがあることや道内に研修等で働いている外国人労働者6千人のうちオホーツク管内が25%を占めるなど「企業が求める低廉で良質な労働力」と若者をはじめとした就職希望者の求める職種の乖離^{かいり}が生じていることも事実であります。

安定した雇用の創出がかなえられるような企業の誘致は非常に難しいと感じておりまして、現状としては、町内に立地する企業の存置を含めた中で、互いに情報交換を行うなどの協力体制を築いていきたいと考えております。

5点目に「町内で活動している『かんぞう』栽培について将来有望な地場産業としての可能性を感じますがどのように思うかお伺いします」とのお尋ねがございました。

銀河の路有限責任組合で実施している^{かんぞう}甘草栽培につきましては、平成22年の元気なまちづくり総合補助金に申請された「自然生態系肥料栽培安全・安心農産物普及事業」の中で、栽培試験・成分分析を行い、普及や農業観光、健康食品開発などの事業化を検討してまいりました。

元気なまちづくり総合補助金の審査では、甘草栽培の農家への普及方法や事業の具体性、具現性の点で採択には至りませんでした。希少種の甘草の栽培と、薬品・健康食品などへ活用することは先駆的な取り組みであり、大きな期待をしていたところでございます。

現在の状況は詳細には把握していませんが、露地での栽培期間の短縮の可能性があることや大手企業と連携することが報道されていますので、独自の健康食品開発、町内農業者への栽培普及などの動きがあれば支援策を検討してまいりたいと思います。

6点目に「日出地区への土地分譲の必要性についてお考えをお伺いします」とのお尋ねがございました。

日出地域につきましては、今年5月に唯一の店舗であったコンビニエンスストアが閉店し、日出町内会区域の人口が250人になるなど、生活環境や地域コミュニティーに影響があると感じているところでございます。

ご質問の1点目、2点目にありました「住んでもらえる人」を増やす施策にも関連しますが、日出地域は通過型集落であり、平成10年から平成12年に町で造成、分譲した「あさひ野団地」は町外からの購入者が20件を数え、北見市への通勤者も多く居住していることなど北見市への通勤圏としての需要はあると考えています。

そうした状況ではございますが、現在も分譲しています民間宅地に10間口程度の余裕があること、消費税増税の反動や建設資材の価格高騰などから、住宅建設市場が冷え込んでいるため、過度の土地分譲は現時点では難しいと判断しているところであります。

以上、お尋ねのありました6点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） お答えありがとうございます。何点か再質問させていただきた

いと思います。

まず、私が書いたよりももっと詳しく人口問題研究所の発表では平成52年には3,105人、こういう数字になるという予想がたっていますが、午前中にも他の方の質問の中でも言葉として出てきましたけれども、100人でも200人でも町として存続するのは町であると。そういうようなこともありました、やはり人口が減ることによってのいろいろな弊害というのは非常に大きなものがあるということがお答えの中にもありました。まず端的にお答え願いたいと思いますが、今5,200人ぐらいの人口が、やはり町長としても、まちづくりをしていく上でも、基本、減らしたくないというような意思はお持ちですよね、いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご質問のとおりです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 私も人口減問題を考えるんじゃないくて、人口増のための具体策ということで、今回質問に立たせていただいていますので、具体的な方策というものが町のほうから出てくれるといいなということを考えていたんですが、返答の中には、やはりこういう時代の流れの中で仕方がなく具体的な例というのはあまり考えられないと。やはり最後には、町長のお言葉、いつもあるお言葉で、いい町をつくっていくといいことなんだと。そういう答えになってきたのかなっていう感じを持っております。やはり具体策、私としては具体策がほしいと。小林議員の質問の中にもありました次期はどうするんだというようなお話の中でありましたけど、私は質問を書くにあたっては、もう次期は菊池町長しかいないとそういうふうに思ってこれをつくりましたので、やはりもう今の時期、次は七つになるのか八つになるのかわかりませんが、いろんな約束をまたされるんだと思いますがその中にぜひともそういう人口増に関するような、人口増につながるような施策をぜひ入れてほしいなということで、そういうお考えはないかということで、今回このような質問をしてるわけなんですけども、やっぱり具体的なものは、ちょっとまだお答えの中にはなかったということで国の地方創生のものがはっきりしてきて、それに対していろんな施策を出していけば、それもまた人口増につながる、将来にとってはつながるような施策と一緒に組んでいけるんじゃないかというようなこともありましたけども、やはりそれについての中身はまたこれからの話になってくると思いますけども、やはり菊池町長がいつもおっしゃいます「何かをやるためには住民の意見が一番大事なんだ」と、そういうようなことはありますけども、私はいつまでもというわけじゃないんですけども、住民の意見も大変必要ですし、大事なものなんですけども、今まで4年間、3年半こうやってやってきまして、どこで住民の意見を求めるのが一番いいのか。というのは、非常にいろんな問題がある度に考えているんですけども、やはり町長というやっぱり町の一番トップの政策者、首長ということで、やはり住民の声が上がってきからいろんなことを検討して、それから方向づけをするというのも一つの方法なんですけども、やはり、選挙があるかどうかかわかりませんが、やはり最低限選挙で選ばれた町長として、いろんな方向づけする中で、前回も前々回もマニフェストを見せてもらった中で、やはり具体策というものを出して、今回はこういうことを考えてやるんだよというものが具体策が出て、それから住民の意見が、それでなければやはり住民の意見というのは、なかなか出てこな

いというような気持ちがあるんじゃないかと思うんですよね、要するにわからないことには、なかなか意見を言えないんですよね。「本当に町長そう言ったのかい、それなら意見も言うけども」ということもありますし、私は道路の話、最初から道路の話があった時にもうわき話には聞いていたけども、はっきりした方向性がわかんなかったから、なかなか物も言えなかったというような、そうやってるうちに話しが決まってしまうと、どうしようもなくなったみたいで一町民としての思いもありましたので、それはほかの町民の方に聞いても、そういう場面というのがありますので、やはりいろんなこういう、私は今回その人口増のことについてですけど、やはり具体的な方策を持っていただいて、次期というか、やはり問題提起をしていただくことが住民の声をもっとたくさん引っ張り出すことになるんじゃないかなということを考えてますけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私がまちづくり推進会議や、あるいは先ほども工藤議員から出てましたように、住民基本条例等々をあれするというのは、行政と住民と議会の役割と責任を明確にしながら、町の方向をつくっていくということには変わりはありません。そしてしかも、ともするとお任せ民主主義的な選んだものに任せてるんだからいいんだということだけではなくて、むしろ選ぶ人が主体となってやっぱり町をつくっていくという状況をどうつくっていくのかというのはやはり基本だというふうに考えております。そのことについては、考え方を考える考えはございませんけれども、ただ冒頭言いましたように、人口をどう増やしていくかということについては、基本的に私は企業誘致はあり得ない。企業誘致は考えられないと、今の状況では。企業も含めて海外に出ていく。あるいは北見のいろんな団地なんか見ても非常に厳しいものがあるということは全国を言ってもそう変わりはないでしょう。そうすると、残された道は一体何なのか。それは地域資源を有効に活用しながら、産業としてどういうかたちで発展させていくかということ、とりわけそれは農業をベースとしてまちづくりをさらに拡大し発展させていくことを抜きにしてはうちの町としては考えられないのではないのかというのが1点です。さらに、最近の傾向でいくと、やはり住宅問題というのは、きちっとしていかなきゃならないだろうと。今は住み替え、建て替えの部分は、住み替えのことですけれども、先日の答弁でも言いましたけれども、やっぱり若い人が住みたくても住めないという状況が、住む場所がないということもありますから、それから企業の中でも北見から通勤している人もおりますので、その点で言うと、かなりの部分でやっぱり住宅政策に力を入れていかなきゃならないのではないのかということも考えているとこでございまして、それから、ある意味では、それらも含めて総体的な政策提案を3期もし私が町政を担う、立候補するということであれば、それらの提案を引き続きしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） はい、ありがとうございます。まったく企業誘致については、私もこうは書きましたけども、実際にどこか企業を呼んで来れるのかということになると本当に現実味のない話をしているわけでして、その後に町長言ってくれましたように、地場からの農業関係にしる、要するに地場で、そういう企業に成り得るようなものがあれば起こしていこうというのは、本当に現実としてあることだと思っています。実際に今、農家の方も牛乳にしる、チーズにしる、野菜にしる、いろんな意味で、そういうもうひと

押しすれば企業にもできるんじゃないのかというようなものがあるんじゃないか、たくさん芽生えてきていますので、そういうものについて、本当に積極的な応援をしてもらえば、本当にいいことじゃないかと思います。ちょっと話の順番がずれますけども、そういう話が出ましたので、そっちのほうに行きたいと思えますけども、まず、今そういうふうに、今言いましたように、いくつかのプロジェクトが訓子府でも起きているわけなんですけども、なかなか企業というか、本当に仕事にしていこうと思えますと非常に大変な問題がいろいろあると思うんですけども、やはりこういうものに関しては、行政の手助けというものが非常に必要になってくるんじゃないかと思えます。ですからやってる本人たちがどこまで考えた中でやっているのかという意味確認というのは非常に大事ですけども、そういうものに対する積極的な行政の、ここで言えば農林商工課になるんでしょうかね、そういうようなところの応援というものの必要性を非常に感じますが、そういう意味で、これからもうそういうものに対しての応援というのは十分に期待してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この8年間でいろんなある意味では種をまいてきたつもりであります。例えば、道の駅、これは道の駅というのは直轄事業ですからできないんですけども、例えば物産館等々についても入れるものがない、そこで何かが展開できるような状況がない中で、そういうものを建設するという点についてはいかがなものかと。そういう点でいくと今、いろんな加工品が出てきておりますし、明日、網走総合振興局に行きますけれども、産業クラスター制度の中で行っている加工等のことについても予算要望していきたいというふうに考えています。それはある意味では今、いろんな出ております訓子府の牛乳をつくるとか、訓子府のアイスクリームをつくるとかということ等も含めたもの、あるいはまた今既にでき上がっております紫式部や、あるいは訓子府等々もちろんそうです。それから、いろんな壁はありますけども、これ農協で出している「グリーン」こういうパンフレットができて、全部訓子府の女性なわけですね。こういう動きもかなり農家の女性たちも含めて主体的に何とかしていこうと、町の活気を取り戻そうと、それから、できれば店舗を借りることができないだろうか等々のことの要請が出てきておりますので、これら含めて、行政としても見守りつつも積極的に支援していきたいと。そしてまた、もう既に議員はご覧になっているかもしれませんが、クノール食品でゲストハウスが出来上がりました。私も何度かお伺いしました。今度、既存の企業ができるだけ訓子府の宣伝や物販の販売や利活用していただきたいということも含めて声がかかってまいりました。これで議会のご理解もいただいて予算措置をさせていただきました。今度のまちづくり推進会議はそこを会場に開かせていただきます。工場も見てもらいながら、そして、あそこの製品のものをお食べいただきながら訓子府の農家の素材を使って、推進員の皆さんで改めてまた確認して、この可能性をまた皆で考えましょうということをテーマとしてあげたいと思っています。非常に時間は長いかもしれませんが、着実に進めていきたいと考えており、まだたくさんありますけども、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） これからやるそういうものについても、そういう事例が、応援するという事例があって成功していけば、また訓子府の町民の中でもたくさんアイデアを持った中で、そういう人がたくさんいると思えますので、きっといい方向に行くんじゃない

いかと思います。ぜひ積極的に進めていただいて、本当に行政主導でもいいですから、そういうものは進めていくというのが大事なことだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

そんな中で、私、質問の中にも書いてありますけども、甘草栽培についてということで、私もこの甘草栽培については、数年間から新聞ですとか、マスコミですとか、そういう面で大きく取り上げている面もありましたし、本当に貴重でこれからものがちゃんとできるようになれば本当に雇用にもつながりますし、企業というところまでいくのかどうかわかりませんが、かなりの訓子府町にとっては大きな効果のある取り組みじゃないかと思う気持ちがありましたので、こういうものに対して、やはり今、町長がおっしゃったように町をあげてお手伝いをしていきながら育てていくということの必要性をお願いというか、確認すれば、この甘草栽培自体ももっともっと大きなところにいけるんじゃないかなと思っているんですけども、これは今このお答えの中にもあったんですけども、まちづくり総合補助金の審査を5、6年前にやっているんでしょうかね、そういうことがあった時に、それが認められなかったというようなことがあったんですが、このときに認められなかったというのは、ここにも書いてあるんですけど、再度詳しくわかるのであれば、そこら辺の事情をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、甘草栽培だけではないんですけども、平成22年に元気なまちづくり総合補助金ということで、多分事業開始の最初の年になると思いますけども、銀河の路有限責任事業組合から、答弁書に書かせていただいておりますけども、微生物を利用した肥料の開発、生産、販売にあわせた中で農産物を中心とした観光開発ということで、それらをあわせた中で薬草、甘草栽培の研究開発ということで、1項目として上がっております。

審査の経過につきましては、たまたま申請時点で、甘草に特化いたしますと非常に生産者、農業者への普及の方法とかですね、甘草を使って何を、健康飲料、薬等々の部分は出されておりましたけども、実際に何をつくって開発していくかっていうところがちょっと見えてなかったということもあって、5人で構成する審査委員の最終的な審査結果として、採択の基準の点数に至らなかったというのが実情でございます、その他の事業につきましては、ボカシ菌を使った農産物の販売等々については、既にその事業組合のほうでは実施されていたこともございまして、そちらのほうはある程度通ったものでございますけども、新しい部分のところは少し点数に至らなかったという状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そうですね、ここに書いてありましたね、すいません。22年のときには、そういうようなことで通らなかったと。こういうものというのは、私はこういう書類、これについては、申請したりしたことがないのでよくわかりませんが、これを出すにあたっては、ある程度の受けるほうとしましても、結構下調べというか、それなりについての可能性とか、そういうものについては、十分に考えた中で、書類申請を受けるんでしょうけども、そこら辺のところの不備があったというか、方向性が悪かったんで、5人の審査委員の中では通らなかったというようなことなんでしょうけども、その時にどうなんでしょうかね、この甘草栽培、野菜の自然生態系肥料とかのほうは、順調に進

んでいた野菜、農産物普及についてもやってみましたという、甘草については、そういう不安定な要素があったのでというようなことでしたけども、担当者としてどうですか、このときに甘草の将来性というのは、担当者としては将来を感じませんでしたか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 議員おっしゃるとおり申請段階でいろいろな情報も含めてですね、代表の方にいろいろな聞き取りも含めて実施してございます。議員言われる部分の将来的な部分について申し上げれば、審査結果の通知の中で審査員の方からも、答弁書にも記載しておりますけども、将来的に貴重な作物で将来的に有望な部分があるということでお伝えをしているところでございます。あわせて、将来構想を少し具現化をしてほしいということでお伝えをしているところでございます。

ちなみに、非常に甘草自体は、自生がしていないということもございますし、漢方薬の中では、およそ70%の漢方薬が、この材料を使っているということ。それと非常に、ちょっと詳しくはちょっとあれなんですけども、薬事法等々の部分で使える材料のある成分が一定の率以上でなければ、使えないというような部分もございまして、それと非常に肥培管理が難しいということもお聞きしているというような状況もございまして、そういった部分になったのかなというふうに考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そうですね、現実的にそういうお話があったということで、それが22年当時ということですから、今26年で4年たってますけども、やはりその4年の間にも何度もそれこそマスコミだ新聞だの中で、いろんな進行具合というのは、皆さんも確認されてるんじゃないかと思います。私も現在の状態は、もうあの頃に比べると格段の差、格段の進歩の中で、もう自分たちで種をとって種を植えるというような段階まできてるということで、かなり進んだ状態にありますので、ぜひとも私としては一つの産業としての十分な芽があるものだと思いますので、現在の状態を再度検証していただいた中で、やはりこういう貴重な企業になり得る、本当にこれはまだまだ波はあるんでしょうけども、将来的にいい地場産としての企業として成り立っていく可能性があると思いますので、ぜひとも担当部局といいますか、どこが進めるのかちょっとわかりませんが、ぜひとも調べた中で応援してやれるような体制をとれないかと思いますけども、町長いかがでしょう。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が町長になった時から、この甘草栽培の可能性については、お二人の方からよくお話を聞いていましたから、非常に22年の段階でも注目していたのは事実です。そして、非常に難度が高い中で、あのときでいいますと、専門的にいうとグリチルリチン酸というのでしょうか、この含有量が2.5%以上含むという前提をクリアしたというところで、これは行けそうだということを注目していました。たださっき企画財政課長のほうから申し上げたように、商品化なり産業化して広げるということについて、例えばそれを受けて生産する農家をそこまで取り込めるかどうかということも心配しながら、私は動きをその後も見て新聞もちろん読んでいます。

一方で、日高町が町営、第三セクター的なもので、副町長がその代表をやっているわけですけども、債務保証、20億円ほどを町で行いながら、この甘草に対する栽培の試験的

なことをやられているという状況をつかんでいました。今最近、この日高町がどこまでいっているかというのは私わかりませんが、町がかなりセクターつくって甘草でやるという大々的な宣伝をしていたわけですが、現実的には非常に厳しいということも聞いてますから、ある意味では、町が何らかの支援するということは、実質的にやっている人たちが主体的に取り組んでいくということがまず一つ、それから町営でやるだなんてことにちょっとなりませんから、ほかの作物考えても、ただ、かかわり方として、その方向が見えてきた段階では積極的に私は手をつなぎながらやっぱりやっていかなきゃならないんじゃないかと思えますけども、現段階では、その姿が私はまだ見ることができないというのが、私自身が感じている率直なところですので、今後もまた注視しながら見ていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） はい。きっと私も農業者じゃないんで詳しくはわかりませんが、いろいろな資料ですとか、そういうものを見せていただいた段階では、かなりの成功率とか、現段階、今あの方たちがやられているグループの中でできる範囲の中ではかなりあれだし、実績的にもかなり上のレベルじゃないかと思えます。ですからやはり具体的な話をここですべきかどうかちょっとわかりませんが、何が必要なかと、その方たちにとってね、こういう補助金としての50万円が必要なのか、それ以上に、町で本当に協力体制の中で空いている遊休地を貸してあげるのが本当に協力なのか、そういうのは私としてもわかりませんが、必ずこの段階で、将来についてのかなりな目安ができた中では、そのあと成功する成功しないは別としましても、この段階で協力しなければ、企業とか、そういうものというのは育っていかないというのが現実じゃないかと思えます。ですから、そういうことを踏まえた中で、ぜひ十二分な、もちろんそちらの対応といえますか、そちらで調べなければいけないこともたくさんあると思えますけども、やはりこの段階で、やはり調べてでも将来性を探して協力してあげることが、本当に地場産業を育てて、それに伴う雇用が増えて、人が増えていくという、やはり本当に先ほど町長がおっしゃったような最低限の住む人を増やすための方策の一つになると思えますので、その点については、ぜひご協力をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

続きまして、もう一つ、先ほど、これもそちらから出た話なので非常に言いやすく助かるんですけども、住宅問題ですよ。確か私も何人かについて、本当に何人かからも言われてるんですけども、北見に住んでいて訓子府の工場とかに勤めている方が住宅がないのかと。そういう問題が結構あるらしいですね。ですから、そういう方向でそれが公営住宅に入れるのか、若い人なら単身者住宅に入れるのかということになると、ちょっとそれにもあわない条件、私が知っている人は、1人は犬を飼っているんで、ちょっと一軒家みたいところでないと困るんだというような話もしていましたが、やはりそういうようなことを充実させるということも、やはり訓子府に住んでくれる方を増やすことの一つの方策だとは思いますが。ですから、空き住宅についての、これからきつともっともって話題になってくるとは思うんですけども、やはりそういうもの、誰が改修して、町がやるのかどうかはわかりませんが、やはりそういうものの活用の中にそういう住宅問題のことは十二分に引き上げていく要素があるんじゃないかと思えますので、それはお願いしたいなと思えます。それで住宅といいますと、日出の私もまた同じことを言ってるのかと言

われるかもしれないですけど、日出地区に格安の分譲をお願いしたいなど。前回あさひ野団地をつくって20軒からの人が入ってきて、売れて入ってきたんだよと。そういうようなこともあったんですけども、私は先ほどの町長の返答の中にもありましたけども、高くなってるんでなかなか建てる人いないんじゃないかとい。そういうようなこともありますけども、逆に言うと金利も安いですし、ちょっと真ん中より上の給料をもらっている人は、逆に言うと金利も安いんで建てやすいんじゃないのかなと、そういうのは。そしてまた資材高騰とか言いますが、自分で住宅を建てるレベルになりますと、やはり公共事業と違いますから、2割も3割も本当に上がっているのかなという、元値も違いますから。そういう面で考えますと住宅の需要というのは、まだまだそういう条件さえ良ければあるとは思うんですよね。それで私は日出、日出というのはですね、これは居武士小学校との関係がございまして、日出にということをお願いしたいと思っているんですけども、やはり人口の本当に問題を考えたときにも、やはりそういう住宅を建てることにあわせて、先ほどの一般質問の中にもありましたように、日出の学校をどうするんだと、そういうようなことに対しての共通性がありますので、これはそういうことに関して、やはり両方一緒の問題になっちゃうんで、どうしてもここであわせて質問して、心構えを聞いておかなきゃいけないということがありますので、一つだけちょっと関連するということで、お答え願いたいと思います。日出の学校のことにつきましては、町長も教育長も先ほどから聞いてましたように、地域住民の意思の盛り上がり、盛り上がりといいますか、地域住民の意向を大事にしないといけないんだと。それは私は前回もお願いしたときにもそのようなことだったんですけども、これでいつになったら地域住民の意見がまとまるんでしょうかね。そうそういっているうちに来年の春には20人以下になってしまいますよね。20人以下になったら考えるという町長の返答がありましたので、20人以下になるのを待ってたのかなと、そういう気もちょっと出てきてしまうんですけども、やはりこれひとつ学校の問題ですから、地域が育てる、今、学校に行っている子どもの親が考えるということも必要なんですけども、やはり昨日、佐藤議員の質問の中にもありましたように、町はどう考えているんですか。やはり方向づけがなければ、地域住民というのは話し合うための土台もないんじゃないのかなと。今は関連ある方がうちの子どもは同級生がいなくてさみしいねとかというような話の中で始まるんでしょうけども、じゃあ子どものいない周りの親はそんなことは全然話してないんじゃないかと思うんですよね。ですからやはり町政進めていく上で、まちづくりを進めていく上で「こういう方向で行くからこれはどうだい」という投げかけをしてくれなければ、地域まとまった中での意見なんていうのは、なかなか出てこないんじゃないかと思います。私は根本的には居武士の必要性というのを十二分に感じる人間なものですから、やはり居武士と訓子府小学校という、この二つの学校があった中で、訓子府の特徴が出た教育ができるんじゃないかということをも根本に思っていますので、この人口増、住む人を増やすということに関して、やはり日出に対して、日出地区でこういう、またああいうふうにあさひの団地をつくってもらえれば、またそれについて条件をつける中で安く、若い子どものいる方を、将来つながらるような方に安く売るといふのをすれば、居武士小学校も人数が増えていくんじゃないかということも考えていますので、やはり、ここでいう町長と教育長には、へき地校、小規模校の必要性をどう考えているのか、やはり自分の意思を、言えないと言われてしまうのかわからないですけど、

やはりこれは一人の町長であれ、町長でもやっぱり言ってもらわなければ困るんじゃないのかなと、地域住民の意見だけが優先するじゃなくて、やはり一人のまちづくりを進めていく上で、うちの町の教育の小規模校のこの必要性はあるのか、ないのかということは、どこかで言ってもらわなければ、ほかに聞くとか、意見を出すこともできないんじゃないかなという気を今のところはしています。可能であれば、教育長と町長にその・・・

○議長（橋本憲治君） 余湖議員、いずれにしる質問の内容と学校のことはちょっと乖離しているんだけど、いずれにしる聞くのは団地をつくっていただいて人口を増やしてそれがあえて小学校の生徒数の増につながるというところのつながりを聞く関係ぐらいなので。

○10番（余湖龍三君） ですから、団地を造成してもらうことの裏には学校の生徒を増やす気があるのかなのか、そこところが非常に町政の全体の流れの中で、学校というものを存続を望むのか、望まないのかというのは、一番大きな原因だと思いますので、これは関連でいいと思うんですけども。

○議長（橋本憲治君） 町長いかがですか、関連としてで。

町長。

○町長（菊池一春君） 答弁でも申し上げましたとおり、民間が分譲してるんですよあそこを、一区画1万5千円から、それで上下水道も整備してやっているんですね。10間口ぐらい残っているんですよ、10区画。それで町が1万円の分譲をして今までのようなことをやったら、あれは成り立たないですね。だから、住宅問題でいつもこういう問題出てくるんですけども、何々住宅建てましようって言った時に、民間がアパートがあるよりも、その値段とのバランスを私たちは考えなきゃいけないと思っているんですよ。公が民間の逆にいうと足を引っ張るようなことというのは非常に難しい。だから、日出における、あけぼの団地というような造成というのは、現時点ではやっぱり行政が率先してということにはならないというのは基本的な考え方です。ただし、前から言っているように、財政の問題もあって私は今回の立起は表明しませんでしたけれども、住宅問題というのは、昨日は言いませんでしたが、非常に重要な問題です。福祉関係の答弁でも言いましたように、シルバーハウジングのような、例えば1階にお年寄りに住んでいただいて、2階を若者が住むというような政策的な立地を日出地区に設けるかどうかというのは、今後のまた取捨選択の中で考えていかなきゃならないんじゃないか。結果として、居武士小学校の増につながっていけば、それは大変良いことだというふうに思っています。ただ、親たちが今非常に真剣な話し合いをしています。地域の人も、ある意味では、親が一定程度の方向を出したら、それはもう今までのいろんなことがあるけれども、統合はやむを得ないんじゃないかというのがやっぱり大半を占めてきています。それは100年に及ぶ歴史がある中でも、痛し痒しはありますけども、同級生がいない、同じ学年の子どもがいない。これはもうかわいそうだなっていう部分と、北見の学芸会に行ったら、ちょこっと小さくポツンと見えるだけでセリフもろくにない、居武士に行ったら何回もあると。これだから居武士っていいなという考え方もしかりです。そういう丁寧な議論と状況を見極めるということは決して私は何も行政が消極的だということではなくて、今その部分を大事にしていかなければならないんじゃないかなっていうふうに思っています。現に林教育長を中心にしながら、例えば居武士小学校の教職員も子どものいる先生に来てもらえないだろうかと非常に

ここ数年努力してまいりました。残念ながら、それもなかなか今現実的には難しい状況でありますから、私は一つはそういう経過を見守りながら、置戸がやったように学校を新しい訓子府小学校のような置戸小学校を新しくすると、そのときに境野や秋田や勝山の学校の統合を地域に提案するということはあり得ます。それから、2年後に100年になります。そのときに親たちがどういう結論を出すか、一定の方向は、私は出てくるんじゃないかなと。すなわちそこで統合の意見を言っている人たちというのは、子どもたちが学校にいる親たち、あるいはこれから入る親たちがそういう真剣に考えている結果ですから、それらも含めてどのようなかたちでまとまってくるかはわかりませんが、私はここ数年は見守るべきが得策ではないかなと思っています。やみくもに行政がこういうふうにやりますと、今これをやるのが今議論している中で本当にいいのかといたら、私はそれは決していいことではないと私自身は考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖議員、教育長は勘弁してください。人口増とちょっと離れていますから。

余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 同じような答えしか返ってこないんじゃないかという予想の中で結構でございます。

ただ、今、町長おっしゃったことはもうやはり行政の長としてのことなので、地域との学校のあり方を答えただけで、小規模校の良さというんですかね、そういうものの良さをどう評価しているのかなということをお聞きしたい。語ってもらえるのであれば、お聞きしたいんですけども。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日、教育長のほうから詳しく述べさせていただきました。私も運動会や学芸会や公開授業を見させていただいています。本当にきめ細かで、いい持ち味を出してるなど。しかも地域が総がかりでやっぱり応援しているということを見たら、なかなかあれを消すという、なくするということは、今の段階では本当にいいんだろうかと。しかも10年後20年後の統合したことがよかったのか、統合しないほうがよかったのかという結論は、私は将来でなければ評価はできないというふうに思っていますので、非常にあの学校の実践的な頑張りに絶賛の拍手を送りたいというのが私の今の心境であります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 精一杯の返答ありがとうございます。私は居武士自体の活動も素晴らしいと思いますし、留辺蘂のどこでしたか、小中一貫でやっているところもありますよね山の中の、それから北見の若松とか、やはりそういう活動の成果を見ると、やっぱりあれを生かすためにも、居武士の存続があって、あそこの土地の分譲の必要性を感じると。そういうことなので決して間違っていないと思いますので、議長よろしく申し上げます。

時間もありますので、私の場合はさっさと終わらなければいけないと言われているんですけども、先ほどの土地の分譲の話なんですけども、日出確かにある会社が分譲しまして、まだ10戸ぐらい売れ残ってるのか、よくわかってないんですけども、それは、はっきりいって企業のやることです。今こんだだけ何年かかかって売れないのは自分自身の企業努力が足りなくて売れないんじゃないかと思っています。売れなかったら安くすればいいんで

す。そういう活性化を求めるためにも、やはり町が横につくってでもいいですから、やはり遠慮しないで1万円の分譲をやってほしいなというような正直な気持ちです。その会社がきっとそこが売れなくてもつぶれるわけでもないですし、路頭に迷うような方向性はないので。やはりそういうことをひとつ気にする必要性は確かにあると思います。あると思いますけども、あれが残りの10戸が売れたにしても、やはり足りなすぎます。やはりもう20戸ぐらいを町がつくるという方向性というのはあってもいいと思いますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。

それで最後になりますけども、これも人口増、町長言いましたように、本当に人口増にしろ、人口減を防ぐにしろ、こういう方策について、町長は町民の声をよく聞きながらということをやっていますのでよくわかるんですけども、やはりこういういろんな方策、私は今、人口、住んでもらう人を増やすためにというようなことで質問していますので、人を増やすような方策と申しますか、何かいいアイデアがありましたら、やはりこれは行政のほうからまず投げかけていただいて、まちづくり推進会議等でどうだろうというふうに、何かをやる決めてから言うんじゃないかと、ぜひともいいアイデアをボンボン出していただいて、その中でまちづくり委員会ですとか、町内会ですとか、いろいろなところから意見をもらって、さらにアイデア膨らんだ中で進んでいくというのが、何かかたちとしてはいいんじゃないのかなと、我々議員の立場にしても、やはりマイナスの段階でこういうことも考えてみないかいと振ってもらって、それからゼロになって、これもいいですねと、じゃあこれを今度は検討してみますかというような段階から話が入っていくと、非常に最初から最後までというようなことで、意見の出しようがあるというようなこともありますので、やはりこの人口、住んでもらえる人を増やすということについては、やはりやらなきゃいけないと思います。黙って3千人になるのを待つのは非常に困ると思います。これは回答の中にありましたいろんな問題が起きてきますので、やはり5人でも10人でもひと企業でもふた企業でも増やすために、我々努力しなきゃいけないと思いますので、その点では行政もそういう具体的なことについても提案していただいて話し合っていく方向づけをしてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会では報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

◎議案第55号、議案第57号、議案第58号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第57号、議案第58号について、質疑・討論・採決をいたしたいと思いません。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、議案第55号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。3ページの歳入の産業後継者育成基金繰入金と、それから歳出の5ページ、農業振興費の中の農業後継者育成事業、これは酪農青年部の欧州への研修の増加によるという説明がありましたけれども、全体の人数と内容について簡単に説明願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今回の研修の中身でありますけれども、酪農家によりますフランスをメインとした酪農研修ということであります。主催がJAきたみらいということで置戸、北見、それと訓子府ということで、全体の人数が15名、本町が5名ということの参加になっております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。6ページの農業費の関係の下水道の関係の繰出金の関係にかかわってくるんだと思うんですが、いわゆる個別排水の関係ですかこれは、この問題でいわゆる戸数が減ったということでこういうかたちになってきているんだと思うんですが、これは後ほど下水道の関係でやったほうがいいですね。すいません、そうさせていただきます。申し訳ないです。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。議案書11ページでございます。

ご質疑ございませんか。

介護保険の関係でございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第58号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 18ページの下水道事業費・個別排水処理施設整備事業費でお願いしたいんですが、これは個別排水の、いわゆる浄化槽の設置戸数が減ったということな

んですが、3戸減った原因というのは、どういふかたちになって減ったんでしょうか、お伺いしたいんですが。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 個排工事の戸数減少のご質問でございますけども、基本的に個別排水事業に関しましては、秋に町民に周知をしまして、来年度申し込みをする方ということで、広報等で周知をしております。26年度は7戸、当初予算で7戸予定してございましたが、実際に申し込みをされた方が4戸ということで、秋から春にかけて申し込みをいただきまして、実際に工事をした方が4戸、その後、新たに申し込みされた方が今までいなかったということから今回3戸分を減額補正をさせていただいたということでございます。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。ただいまの件について、もう少し伺いたいんですけど、現状はよくわかりました。それでかなり町の負担が減って自己負担が増える中で今進められておりますけれども、これは当初の計画が何戸で現在目標としている残りの予定されている見通しとしては何戸ぐらいまだやる予定でいるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 当初ですね、平成11年から事業がスタートいたしましたが、当初の目標としましては350基ということでスタートをいたしました。その後ですね一応10年間ということで平成20年度、一度めどをつけまして、平成20年度までに181基、350基のうち実際に設置したのが181基ということがございまして、その後さらに、それではまだつけていない方が多くいるということで、平成30年まで再度10年間事業を伸ばしましょうということで現在実施しております。それで平成26年度までに235基設置が終わっております。今後27年、28年、29年、30年と計画の中では、あと4年間残ってございますが、今後は少しずつ、つける希望の方も減ってくるということもございまして、5基ずつの、今後20基の予定をしております。ですので計画通りもしいくとすれば255基の方がつけるかなというふうに思います。ただ計画は5基ですけども、実際に申し込みが何基あるかというのは、これからのことでございますので、ちょっと流動的な部分はございますけども、現在の計画としては、そういう数字になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第55号、議案第57号、議案第58号の採決をいたします。
議案第55号、議案第57号、議案第58号は、原案のとおり決定することに、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第57号、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、
議案第63号、議案第64号

○議長(橋本憲治君) 次に、提案理由の説明が終わっております議案第56号、議案第
59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号につ
いて、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第56号の質疑を行います。議案書8ページでございます。1人3回まで、
質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。議案書20ページでございます。1人3回まで
質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) 前段でと言いますか、前日説明をいただいたところですが、
この修繕費の関係について、No. 1、No. 2井戸の併用で取水するという説明であり
ました。状況についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思いますけれども。

○議長(橋本憲治君) 上下水道課長。

○上下水道課長(遠藤琢磨君) 今回の修繕費についての状況でございますが、開盛浄水
場、ご存じのとおり開盛浄水場の井戸の修繕の関係でございます。状況に関しましては、
前回の議会でも補正予算をさせていただいて、カメラの調査を、井戸の調査費というこ
とで補正予算をさせていただきました。その前に7月に砂除去を行ったんですけども、今年
の春以降、夏ぐらいにかけて取水量が減ってきているのと、それから砂がポンプで上が
ってくるようになったという状況がございまして、7月に砂の除去を一度させていただ

おります。その結果、全量の砂が取りきれなかったということがございまして、その後、補正予算でカメラの調査費を計上させていただきまして、実際に中の状況ということで、カメラの調査を10月にさせていただきました。その結果、やはり下部のほうに砂がたまってございまして、2号井戸でございまして、下部のほうに砂がたまっておりまして、取りきれないということの状況が判明いたしました。その原因としましては、井戸の最深部にストレーナーという網の目のようなものがついております。そこで基本的には、砂ですとか小砂利が入ってこないようになっているんですけども、その部分が破損しているのではないかという、原因としてはですね。そういうようなことで実際には砂が取りきれないものですから、どのぐらいの破損状況かとか、穴が開いているとかというのがわからないものですから、くんでもくんでも砂が入ってくる状態なので、もう何ぼくんでも取りきれないという状況なものですから、取ってもその分がまた同じように入ってくるという状況なものですから、砂除去に関してはある程度で作業は中止させていただきました。その結果、やはり取水量が減ってくるということで、現在のところ取水量は今のところ間に合っているんでございまして、これから春にかけてやはり農家の方の防除、それから農作業等に使用水が増えてきますので、そうすると今の取水の量では足りないという危険性があるということが十分考えられましたので、今回、修繕費の補正で今まで使っていなかった1号井戸が、すぐ隣というか10mぐらい離れているところにあるんですけども、それは水はありますので、そこを再使用するために、その中にポンプを入れ、それから配管が一部撤去してありますので、元々1号を使っていたんですけど今は使っていないので、それをまた再度複製をして、つなぎ込みをするのとあとは流量計ですとか制御盤とか、そういうような装置の改修をさせていただいて、2号井戸と1号井戸と両方から水をくんで配水量を確保しようと、取水量を確保して十分、開盛、豊坂、常盤、協成、清住の方々に供給をしようということで今回補正をさせていただいたという内容でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。議案書23ページでございまして、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。本町において、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の父子の該当者はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、ひとり親家庭等の該当者、父子の関係何人かということでございますけども、全体で58世帯といたしますか、父と母で58名ですけども、そのうち母が54名、父が4名というふうになっております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第61号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。議案書26ページです。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第63号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第64号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。債権の放棄についてであります。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第64号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

- 議長(橋本憲治君) お諮りいたします。
ただいま、西山由美子君ほか4名から意見書案第13号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書、意見書案第14号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める要望意見書、また、河端芳恵君ほか4名から意見書案第15号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書、意見書案第16号 平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件が提出されました。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号、意見書案第16号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配布の関係から、午後3時25分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時25分

○議長(橋本憲治君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第13号

○議長(橋本憲治君) それでは、意見書案第13号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番(西山由美子君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第13号について、ご説明をいたします。

意見書案第13号

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	西山由美子
同じく	安藤義昭
同じく	小林一甫
同じく	佐藤静基
同じく	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。
質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第13号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第14号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第14号について、ご説明をいたします。

意見書案第14号

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	西山由美子
同じく	安藤義昭
同じく	小林一甫
同じく	佐藤静基
同じく	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の
大幅増員と処遇改善を求める要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第15号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第15号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第15号について、ご説明をいたします。

意見書案第15号

釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者

訓子府町議会議員	河端芳恵
同じく	山本朝英
同じく	工藤弘喜
同じく	余湖龍三
同じく	橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書
(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

法務大臣様

財務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第16号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番(河端芳恵君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第16号について、ご説明をいたします。

意見書案第16号

平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年12月10日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	河 端 芳 恵
同じく	山 本 朝 英
同じく	工 藤 弘 喜
同じく	余 湖 龍 三
同じく	橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議員 橋 本 憲 治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて、平成26年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会 午後3時52分